# 平成29年9月20日(水曜日)

(会議第5日目)

# 応招議員

1番	坂	本	あ	B	2番	濱	村		博	3番	藤	本	岩	義
4番	矢	野	昭	三	5番	澳	本	哲	也	6番	宮	Ш	德	光
7番	小	永	正	裕	8番	中	島	_	郎	9番	宮	地	葉	子
10番	森		治	史	11番	池	内	弘	道	12番	浅	野	修	_
13番	小	松	孝	年	14番	Щ	﨑	正	男					

# 不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

# 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	大	西	勝	也	副	H	丁	長	松	田	春	喜
町 参	事	北	岸	英	敏	総	務	課	長	宮	JII	茂	俊
情報防	災課長	德	廣	誠	司	税	務	課	長	尾	﨑	憲	$\stackrel{-}{-}$
住 民	課長	藤	本	浩	之	健月	表 福	祉課	是長	Ш	村	_	秋
農業振	興課長	宮	地	丈	夫	まな	うづく	くり記	果長	金	子		伸
産業推	進室長	門	田	政	史	地均	或住	民調	長	矢	野	雅	彦
海洋森	林課長	今	西	文	明	建	設	課	長	森	田	貞	男
会計管	理者	小	橋	智息	恵美	教	ī	育	長	坂	本		勝
教 育	次 長	畦	地	和	也								

# 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦 書記 都築智美

平成29年9月20日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第19号から第47号まで

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第3 議員提出議案第5号から第8号まで

(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

# ● 議員から提出された議案

議案第5号 ビキニ核被災事件について、日本政府は保管していた資料に基づき、全国の元乗組員の実態調査を行い、必要な救済措置を講ずることを求める意見書について

議案第6号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について

議案第7号 家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の廃止を求める」 意見書について

議案第8号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第2条に規定する国の負担又は補助の割合の特例の継続等に関する意見書について

平成29年9月20日 午前9時00分 開会

#### 議長(山﨑正男君)

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願いします。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、浅野修一君。

#### 12番 (浅野修一君)

皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問の方に入りたいと思いますが。

その前に、せんだっての18号によりまして、隣町、市の四万十市におきましては、2名の方の行方が不明ということで。それで、四万十町の方では、お一人の犠牲者が出たということで。ほんと、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、四万十市におかれましては、一刻も早い不明者の発見をお祈りする次第でございます。

当町と致しましても、ほんと人ごとではございませんので、気を引き締めた対応とかを心掛けねばならない と思うところでございます。

それでは、通告書に基づきまして、質問の方に入りたいと思います。

今回の私、3 問、質問の方を用意させていただいてます。

まず初めに、1番目と致しまして、まちづくりについてでございます。

各地区において、老朽化住宅の撤去が喫緊の大きな課題となっております。その中でも、特に避難道沿いの、 命の道とも言える場所にある住宅の撤去は、重要かつ不可欠であると考えます。予算措置を含めた執行部の考 えと、今後の対策を問うについててございます。

現在の老朽化住宅除去に対する予算の方は500万だと思いますが、除去費用の8割、最高100万円を限度として補償致しますということだと思いますが。住民の方からは、あまりにも少額な予算であり、町の予算措置に対して少し疑問視される方もおられます。やはり、予算の方が少なければですね、申請される方から致しましては、どうしても申請の方が消極的になってしまうんではないかという思いがあります。

住んでおられる所の避難路とされている道沿いに老朽化住宅等があれば、住民の方はほんと不安だと思います。不安な毎日を過ごされている方々が、やはり安心して生活ができるような、そういう措置が必要かと思います。そのためには、適切な予算編成ですね。これがほんと必要だと思います。

執行部の考えと対応を問います。

#### 議長(山﨑正男君)

まちづくり課長。

#### まちづくり課長(金子 伸君)

おはようございます。

それでは通告書に基づきまして、浅野議員の1番、まちづくりについての、各地区において、老朽住宅の撤去等が喫緊の大きな課題となっている。予算措置を含めた考えと今後の対策を問う、についてのご質問にお答

え致します。

老朽住宅の除去については、まず、これまでの実績を報告させていただきます。

除去事業が始まったのは平成 24 年度からでございまして、平成 24 年度が 2 件、平成 25 年度が 6 件、平成 26 年度が 9 件、平成 27 年度が 6 件、平成 28 年度が 7 件となっております。

本年度におきましては、17件の申し込みがあり、先日、申請個所の不良度の確認を致したところでございます。

黒潮町老朽住宅除去事業補助金交付要綱の第1条では、議員ご指摘のとおり、目的として、倒壊や火災により周囲の住民に被害を及ぼす恐れのある老朽住宅の除去を行う者に対し、除去工事に要する経費の一部を補助することにより、地域の住環境の改善を促進することとあります。

また、第3条第2項では、100万円を限度額とし、除去工事費に10分の8を乗じた額を補助することとしております。

このように、除去を行うことにより、地域の住環境の改善を促進することを目的としておりますので、避難路沿いの老朽住宅が優先されるものではなく、申請住宅の不良度の評点により補助をしているところでございます。

議員ご指摘のとおり、老朽住宅の除去は重要で不可欠なことと認識しておりますので、今後も予算措置をしてまいります。

また、今後の対策につきましては、平成26年11月に、空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、 黒潮町においても昨年度、平成28年度に空き家の実態調査を行っております。

この調査に基づき、老朽度の著しい住宅の所有者には、周囲の生活環境の保全を図るよう助言または指導を 行い、対策を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### 議長(山﨑正男君)

浅野君。

#### 12番 (浅野修一君)

ほんと執行部の方におかれましては、ほんと幅広い、深いその対応を求められておりますんで、ほんと大変なことを今までもやってこられたとは、自分も思っておるわけでございますが。

今も課長の方から答弁ありましたが、平成26年11月に空き家に対するその措置法ができたと。それによって、28年でしたかね、調査の方も始まって、順次行っておるようでございますが。

でも、それにしてもですね、どうしても、要はその出発点いいますか、それの問題があると思うがですよ。 出発点と申しますのは、先ほど申し上げました、その予算の関係でございますが。やはり、少額な予算で始まりますと、どうしても補助を受ける側としましては、予算がついてることが少ないことが、何かこう二の足を 踏んでしまうようなことが起こってしまうんじゃないかと、自分は感じちょうわけです。

そのようなことがないようにですね、次年度以降、積極的な予算措置を願うわけでございます。住民の方が そのことを、今ほんと切望されているところが往々にしてあるわけでして、その声に応えるのが、町としての 本来の、本当の役目だと自分は思っております。

そういう意味で、いま一歩いいますか、踏み込んだいうか、もう少し予算的な部分で、これまでと少し大きな予算づけいいますか、そういったことを考えられないでしょうかね。

いかがでしょうか。

#### 議長(山﨑正男君)

まちづくり課長。

# まちづくり課長(金子 伸君)

それでは再質問にお答えしたいと思います。

来年度の予算要求としましても、今の段階では、先ほど議員がおっしゃられるように 500 万円の補助という ことで考えております。

しかしながら、今言われたように、老朽住宅もかなり増えているような状況もございますので、県とも相談 しながら、予算要求等も今後考えていきたいと思います。

# 議長 (山﨑正男君)

浅野君。

#### 12番 (浅野修一君)

課長はじめ、皆さま方のご努力いいますか、県に対する要望であったり、そういうことをほんと熱心に、強く行っていただいているのは重々分かるがですが、30年度も、来年度も500万の予算になろうかと思います。 今もおっしゃっていただきましたが、県と相談というふうなことですけど。県にもう少し強い要望といいますか、本当の困っておられる住民の声をもう少しですね、県の方に届けていただきたいがですよ。

そういう意味で、要はその出発点の問題というか、その500万という額がありまして、それが出発点としますと。住民の方からすれば、その500万というスタートラインがですね、あまりにも低いと感じておられると、 やはり二の足踏んでしまうということが起こると思うがですよね。

そういう意味で、その500万円ということになりますと、最高額100万ですので5件ですか、5件に対する 予算を組みましたよっていうことなんで。それを見ますと、やはり住民の方は5件ずつしかやらないのかとい うふうな受け止めになろうかとも思います。

町は、大震災に対するすごい動きをしてくれているっていうことは皆さん分かっちゅうがですけど、その500 万という額自体を見たときにもですね、やっぱり、何といいますか、住民のほんとの本心というか、根底の気持ちを酌んでいただけてるのかなというふうな、やっぱ疑問が生じるんじゃないかと、自分は思います。そこで、せめて20件分とかいうふうな、そのスタートラインを上げてですね、そういったことも今のこの時期、急いで損はないといいますか、いつ来るのか分からんわけですので。明日かあさってかも分からない、10年後、20年後かも分からんがですけど。

そのことを思ったときにですね、今のままの、多分 500 万という予算措置がずうっと続いてきておると思うがですが、ここで起爆剤ではないですけど、やっぱりその住民の方にお示しする額と致しましても、やっぱその予算措置の方をぜひご検討願いたいがですけど。

再度、ご答弁お願いします。

# 議長(山﨑正男君)

まちづくり課長。

# まちづくり課長(金子 伸君)

では、再質問にお答え致します。

実際、老朽住宅の申請をいただきまして、それの住宅を、外観ではありますけれども確認にまいります。 その測定基準というものがございまして、申請をしていただいても100点に満たないものは、その補助の対象にはなりません。最高点で185点という数字になるわけですけれども、そういう中で対応をしてまいります。

その老朽住宅も個人の財産でございますので、基本は、先ほど答弁でもさせていただきましたが、所有者の 責任において管理をしていただくいうことが基本でございます。そういうところの指導も、行政としてはして いかなければなりません。

今の段階では、来年度においても500万円という予算要求を基本にしておりますが、繰り返しになりますけれども、また予算要求等、そういうことも考えながら対応してまいりますので。

ちょっと何件とか、そういうようなところについては、今はまだ明言することはできません。よろしくお願いします。

# 議長(山﨑正男君)

浅野君。

# 12番 (浅野修一君)

老朽化住宅で申請したから全部がとういうふうなことはまずないわけで、それはよく分かるがですが。

それでもですね、やはり先ほども申し上げまして繰り返しにはなりますけど、そういう出発点もう少し上げないことには、町民の意識いいますか、それも上がってこない。申請したいけど、この額では自分たち、まだ言っちゃ駄目かなっていうふうな思いの方もおるかもしれんがですよね。そういった方のためにも、予算の方の措置をお願いしたいという質問ながですが。

町もですね、さまざまな事業に予算計上されて、計画的に予算措置はされておるわけですけれども。

この老朽化住宅除去、今、把握されている部分でいいがですが、町内各地区合計でええがですけど。老朽化 住宅であろうと町の方が判断、診断されている件数を教えていただけますか。

#### 議長(山﨑正男君)

まちづくり課長。

# まちづくり課長(金子 伸君)

再質問にお答え致します。

調査を昨年度 12 月に行いまして、調査件数が 631 件。

そのうち、一番悪いEランク、それが町内で35件。一つ上のDランクが29件。建物全体の危険という判断になっているものが、合計で64件ございます。

以上でございます。

# 議長(山﨑正男君)

浅野君。

### 12番 (浅野修一君)

やはり、思ったといいますか、結構件数の方もあるようでございます。

昨年の調査ですので、まあ直近としたもんだと思いますんで正確であろうとは思いますが、35 件プラス 29 件、64 件。まあ多いですよね。これ、全部しょうとすれば、500 万円という予算のことはあり得んかなと、自分としては思うがですけど。

ただそれ、現状のこの老朽化住宅に対する事業の中で、やはり住民の方からの申請があって初めて、それに 適応するかどうかで対応されておると思うがですよ。今までも、そういうことで対応されてこられたと思うが ですが。

この件数自体を見ましてもですね、やはり町の方からも、先ほどこの質問でも行ってます避難路沿いの部分をまず最初にですよね。その部分に対して、町の方からの働き掛けっていうものが必要になってくるんじゃないかと思います。そうすれば、おのずと早期の、住民の方が願っておられる避難路沿いのことも解決するであるうと思いますし。

やはり家っていうものはですね、今回は壊すっていうふうな除去のことではあるがですが、逆に家を建てら

れるというふうなことになったときに、人間の心理ながでしょうか、隣がきれいになると、何か、自分のうちの方が見劣りするじゃないですけど、そういった意識も働いてきてですね、家を新しくするとか、家を改築するとかっていうふうな動きがね、出てくるがですよ。そういう意味でも、やはりちゃんとそういう整備いいますか、老朽化した所をちゃんときれいにすれば、やっぱ見ますんでね、住民の方。特に、お近くの方は見ると思いますんで。そういったことが広がっていくんじゃないかと思うがですよね。

そういう意味で、これから町の対応としてですね、町の方から勧誘するわけやないがですけど、やっぱそういう老朽化住宅の除去に対して働き掛けをできないものかと、自分は思っております。そうすることで、この64件が半分になり、徐々に徐々に除去されて、その問題が解決するんじゃないかと思うがですよ。

これまでも、避難タワーとか避難道の設置などで、ほんと皆さん走り回って、今現在、ほとんどの整備の方が終了したということではありますが、ほんとこのことは大変なご苦労であったと思いますんで、このことに関してはほんと敬意を表したいわけでございますが。

しかしですね、やっぱりその老朽化住宅除去の問題は、せっかく、これまで避難タワー、避難路の整備、それをされてこられた皆さんの、せっかくのご尽力が台無しになってするとしまう可能性が大いにあると思うがですよ。避難タワー造りました、避難道造りました、老朽化住宅が倒れました、避難路が通れません。そこに行きたくても、回り道で間に合わない。そういう事態がね、起こりかねんと思うがですよ。

これまで行ってきたご苦労を完成させるっていいますか、そのために、やはりこの老朽化住宅に対してですね、もっと町としての強い働き掛けが必要だと思うがですけど。働き掛けの方を進めていくべきではないかと思いますが。

その点、いかがでしょうか。

#### 議長(山﨑正男君)

まちづくり課長。

# まちづくり課長(金子 伸君)

再質問にお答え致します。

議員ご指摘のとおり、昨年度調査致しました住宅の中で、E ランクになる、倒壊の危険が考えられる住宅につきましては、先ほど答弁でも言わせていただきましたが、助言または指導を行うということになっておりますので、今後、所有者の方に連絡を取り、撤去、除去、その方向でのことを指導してまいりたいと考えております。

# 議長 (山﨑正男君)

浅野君。

# 12番 (浅野修一君)

ありがとうございます。

一生懸命やっておられることは重々分かっておった上での質問ながでございますが。

E ランク 35 件ということで、倒壊するであろうの件数ながですが。この中で、先ほど申し上げました避難路とされる、その道沿いの件数なんかの把握はされておりますでしょうか。その点、1 点と。

やはりですね、町長を先頭に皆さんで頑張ってこられて、犠牲者ゼロにしようと、そういう思いを町民の皆さまに今現在も届けていただいておるわけですが、今のままではね、どうしても自分はいいとは思えないがですよ。できることは、早うやるに越したことはない。その思いがものすごく強くてですね、そのことをすれば町民の不安解消、それにつながっていくわけで、それは急ぐべきであって。

今は本当、東北の大震災があってから、ほんとに皆さんのご苦労を考えると軽々しい発言は控えたいところ

ながですが、問題や課題、ほんとさまざまにほかにもあろうかと思いますけど。

そういった意味でですね、ここで手を緩めるっていう言葉がちょっと適当かどうか分かりませんけど、自分としては少し手が緩んでるんじゃないかっていうふうな受け止めなもので。町民の方にほんとの安心、黒潮町は安全なんだと、自分たちはこれで逃げれるんだというところをですね、ぜひ示していただきたいと思います。

先ほど質問しました、その35件のうちの避難路沿いの件数ですね、そこを分かっておれば、分かる範囲で結構ですが教えていただけますか。

#### 議長(山﨑正男君)

まちづくり課長。

# まちづくり課長(金子 伸君)

再質問にお答え致します。

この調査自体が、地域の住環境の改善を促進するために調査を行っております。

よって、その老朽住宅の隣接に避難道があるかどうかの、そこまでの調査は行っていないところでございます。

以上でございます。

# 議長 (山﨑正男君)

浅野君。

#### 12番 (浅野修一君)

なかなか調査の方も難しいと思いますけど、それこそ再々出てきます地域担当制であるとか、そういったことで役割分担すれば調査の方も可能であり、また、区長さんの方にそういった問い掛けをすれば、早期にそういう件数の把握もできろうかと思いますんで、ぜひそういった動きも願っておりますんで、お願いしたいと思います。

明快な回答は当然受けられるとは思っておりませんでしたが、このことはみんなで重く心に受け止めて、ぜ ひそういった予算措置の方のご検討もお願いしまして、この質問は終わりたいと思います。

続きまして、2番目の防災・減災について。先ほどの質問と少し似たようなことかと思いますが。

防災・減災についてのカッコ1と致しまして、南海トラフ地震や台風、豪雨等を想定し、町としても各地区 に避難所や避難場所を指定していると思うが、住民の方からは避難場所について不安の声が多くある。

実際の被災地を考えると、季節によっては暑さや寒さ、風雨、積雪など、状況によってはさまざまな弊害が 予想されます。避難場所に、簡易な一時居住スペース、一時居住スペースと言っていいかは、ちょっと言葉が あれですが。簡易な一時居住スペース設置が必要と思うが、町の考えと対応を問う、についててございます。

東北地方を中心とした東日本大震災以降、町はそのことに対する対応に、もうほんと躍起になって、一生懸命、これまでさまざまな対策を打ってきたわけですが。

やはり、避難所とする所は、避難しても安心しておれるであろう、とした場所であろうかと思います。ただ、避難場所となりますと、もうほんと野原であったり、まあ、やぶが茂った所は少ないかとは思いますけど、草が生えたりとかそういった所を指定されて、一時で避難ですんでおられると思うがですけど。この避難場所の方でですね、一時にしても、そこにおらんといかんわけですんで。これが1時間なのか、2時間なのか、半日なのか、一日中なのか、それ以上なのか、それは分からんことですけど。やはり、そこに人がおるっていうことになりますと、いろんな自然現象も起きてくるわけで。それこそ冬であれば、割とこの辺、温暖化の影響でしょうか雪も少なくはなったわけけですが。冬ですと雪が降ったり、降らんにしても寒かったり。夏でしたら、特に梅雨時なんかでしたら、もう雨ですわね。そういったこともあり、あったかくなれば、蚊もわんわん出て

きます。

そういうことを考えたときにですね、そこへ何時間も、半日も、一日(ひいとい)中も、おれるかっていう ふうな思いになるがですね。また、そのことを住民の方がものすごいストレスに感じちょうがですね。もしも 起きたら、あそこに逃げんといかん。あそこへ逃げれば、何時間もあそこにおらんといかんことになるであろうと、住民の方は思ってると思います。平時いうか、普通何にもないときでも、そういうことも頭の中に浮かべておられることが多いがですよね。やはり、そのストレスっていうのはほんと、一番の人間にとって悪じゃないかと自分は思っております。自分ごとですが、自分もストレスかなと思いながら、もう9年ぐらい前に体調を崩したこともあり、手術というふうなことで、今やっというか元気におるわけですが。やはりですね、このストレスっていうものを除去すること、それも町の大切な仕事じゃないかと思います。

ほんとにね、震災に遭われた、その東北であるとか、九州であるとか、県外研修でも行かしていただきましたけど、想像を絶するいいますか、ほんと想定外のことですんで、身も心もほんとずたずたになったっていうふうなことながですよ。そういうところをやっぱり払拭(ふっしょく)していくことが町のお仕事。まず、お仕事であろうと自分は思います。

ほんとに、町民の方のそういった普段から思っておられる心配事を払拭(ふっしょく)してあげれば、町も、町内全体も、もっと明るくなろうかとも思います。そのことが、自治体としての本来のお仕事であろうかと思います。まあ、町の発展があってこそのことかもしれませんけど、やはりそういった心配事を払拭(ふっしょく)するとふうなことが大切かと思います。

そういう意味で、避難場所への簡易な一時避難スペース設置について、執行部の考え方、対応についてお聞きします。

# 議長 (山﨑正男君)

情報防災課長。

# 情報防災課長 (德廣誠司君)

おはようございます。

浅野議員の一般質問、2、防災・減災について、カッコ1のご質問にお答え致します。

議員ご質問のとおり、避難時の状態によっては、その状況に対応すべき設備の必要性については感じている ところでございます。

避難場所については、想定される津波到達時間内にすべての町民が理論上避難可能となる避難場所を想定しており、まだ整備中の状況でもありますが、整備数は160カ所を超えております。

各避難場所の状況は、どこもほぼ同じ環境であり、それらすべてに居住スペースの設置となると事業費も相当となることが考えられます。

現段階では、避難場所への居住スペースの整備について計画はできておりません。

今後は、他の防災対策事業を含め、優先度、緊急度を勘案し、総合的な検討が必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

### 議長(山﨑正男君)

浅野君。

#### 12番 (浅野修一君)

やっぱ、避難場所をすごく構えていただいておりますね。160カ所以上ですか。

恐れ入りますが、160カ所以上あるわけですが、この中で浸水想定地区の把握はされておりますか。

できておれば、件数を教えていただけますか。

#### 議長(山﨑正男君)

情報防災課長。

# 情報防災課長 (德廣誠司君)

浅野議員の再質問にお答えします。

避難場所がすべて浸水区域ということではないですけども、明確にその件数がどれだけということは、現時 点で自分の方は把握しておりません。

以上でございます。

# 議長(山﨑正男君)

浅野君。

# 12番 (浅野修一君)

先ほどの質問と同じように、先ほどの質問というのは老朽化住宅の件ですけど。その把握というところの部分がまだちょっとできてないようなんで、そこも防災課としての把握のところもちょっと力を入れていただけたらと思います。

町内、やはり海岸沿いの地区が多くあるわけですんで、その拾い出しだけであればすぐにできるかな、とも思うたりもします。このへんもぜひ調査の方をして、そこを重点的にいいますか、することも大切かと思いますんで。

それで、ここに持ってきてはおりませんが、実は工事の見積もりいいますか、勝手に取ってみたがですけど。居住スペースでそこへ、避難場所に別荘を建てろというふうな話ではございませんので、一つのその案としてですね、まあ黒潮町内各地区に多くあるがですが、ビニールハウスの方ですね。これによる、その避難場所へのスペースができないかというふうな思いでですね。そのビニールハウスの方での、その部材を使った見積もりの方を取ってみたところですね、当然、家で建てるときも一緒ですが、大きさによって金額は当然変わってきます。で、4メートル掛ける4メートル。まあ、結構なものは結構なものになると思いますけど、まあそこそこ人が入れると思います。これなんかで、部材としては45万ぐらいですか。それで、もう少し広くして4メートル。まあ、4メートルということが何かの基本になるそうなんで、4メートルでしておるんですが。4メートル掛ける6メートルで、少し上がって52万ですか。それでもう少し、まあ地区によってはもっと大人数の所もあろうかと思いますんで、6メートル掛ける15メートル、これで110万ですか。まあ6メートル掛ける15メートルっていったら、もう5、60人入れるとは思うがですけど、そういうふうな規模のものになると思います。それでも110万というふうなこと。

これには、今の金額には当然部材だけの話で、施工費が別個に掛かったりしますが。その施工費についても 12 万円から 30 万弱、29 万ぐらいですかね。そのぐらいの施工費は掛かるようながですが。もっと、20 人。今の 3 例だけでも 20 人から 5、60 人までは、そこで収容可能になるんじゃないかと思います。

それできればですね、それは先ほど言った、蚊がぶんぶん、雪は降る、雨は降る。そのことを思っただけでも、本当、一時しのぎかもしれんですけど有効じゃないかと、このように思うわけです。

その施工費の方もですね、自分も何カ所かいうか回ってあれながですが、施工費は要らん要らんとか、自分 たちの労力でできるがやないか、というふうな声もね、町民の方からはいただいたりもしようがですよ。そう いったことで、その町民の方のお力をいただくいうことも、町政いうか町のまとまりとして大事なことであろうかと思いますんで、可能かどうかは分からんがですけど、そういった動きもあってしかるべきではないかと 思います。

そういう意味で、予算のことはもう当然出てくるわけで何ながですが、この金額見たときに、予算措置っていうふうな意味合いから考えると、これが不可能なんだろうか。不可能じゃない、もう手の届くところじゃないかな、というふうな思いはあります。要は、逃げて安心できる場所を町が確保してあげるということ。このことが、町民へのほんとの意味のサービスになろうかと思います。

これは、今は自分、ビニールハウスのその骨組みというか、そういったことで提案させていただきましたけど、ほかにもいろいろ、間伐材を使うとか、そういったことも出てこようかとも思うたりもするがですが。そうすれば、山のことも少し解消する部分もあろうかとも思いますし。そうなると、間伐材であるとちょっと手間の部分でどうかなとも思ったり。

今回、提案させていただきましたのは、そのビニールハウスでどうかというふうな提案をさせていただきようわけですが。このことについて、いかがでしょうかね。

#### 議長(山﨑正男君)

情報防災課長。

# 情報防災課長 (德廣誠司君)

再質問にお答え致したいと思います。

全体的な対策に関しては、先ほども申し上げたとおり、総合的な検討が必要だというふうに思っています。 また、二次避難場所に移動するまでの間の避難場所での環境整備ですけども、テント等、そういったものも 有効かというふうに思っております。そうしたテント等に関しては、地域防災対策総合補助金を活用していた だき、避難場所の備蓄倉庫への整備等も検討していただければというふうに思います。

また、浅野議員が言われましたビニールハウスの活用といったところも一つの考え方で、そういったところが必要であればそういったことも考えていって、それも避難される方の選択といったことがあると思うので、その方法に関してはいろいろとあると思いますけども、それも一つの方法だというふうに思っております。

そうしたところに関しても、県の補助の中で、避難場所に対して整備するものの補助が2分の1項けるといった補助金があります。それに関しては、先ほど浅野議員おっしゃられた労力に関しては補助対象となりません。ただ、資機材に関して避難場所に必要ということであれば、それも上限がありまして30万円ながですけども、30万円限度として補助といったとこもあります。それもどれが対象になるかといったことは、それぞれ確認をして見極めていかなくてはならないところですけども。

そういったことを活用して、少しずつ、この避難場所の環境に関しても整備をしていけたらというふうに思っております。

以上でございます。

#### 議長(山﨑正男君)

浅野君。

# 12番 (浅野修一君)

ありがとうございます。

自分もテントの件に関しては、よくではないですが分かってるつもりですが。各所に、特に鈴ですかね、鈴なんかにはすごく、そういった整備の方はされておられることは分かっておりますが。

今、課長の方からもありました、やはり地区地区によってその状況が違うわけで、要望の仕方であったり内容も変わってくると思いますけど、やっぱり地区の要望をしっかり受け止めていただいてですね、そういう不安解消に全力で取り組んでいただきたいと思います。

それで、今も答弁ありました、県の補助2分の1っていうふうなことで、そういう補助も有効に利用するこ

とも必要かと思います。ただ、30万が補助の限度というふうなことで、ちょっと少ないかなとも思うたりもしますけど、まあ、それでもありがたいことですんで。

そういった部分の活用もぜひしていただくことを念頭に、各地区の要望をしっかり受け止めて、早期のそういった対応の方。ビニールハウス、ええと思うがですけどね。まあ、そういったことも今後検討していただけたらと思います。

この質問については、これで終わりたいと思います。

それでは、続きまして2の防災・減災についてのカッコ2。

県外議員研修での被災地の方々からは、被災時の困り事の中で、避難所運営の大変さを多く聞いた。また、 その困り事の中でも、特にトイレの問題は切実であり、前もって十分対処するよう忠告を受けました。

県と各自治体では、一般企業やさまざまな業種の団体等と災害時を想定した協定を結んでおられます。町内 3 軒の衛生業者さんがあるわけですが、衛生車両を浸水想定地域内に駐車、保管しているようでございます。 南海トラフ地震災害時には、流出が想定されるわけでございます。高台にある町有地等を駐車場として提供で きないか、についてでございます。

このことは情報防災課の方だけでなく、トイレのことですので衛生面のことでもありますんで、健康福祉課であるとかいろんな課長にもまたがった、その町全体の問題になってこようかと思います。あってほしくはないがですけど、被災後のその初動体制いいますか、それについてもですね、大変重要なことではないでしょうか、このトイレの問題っていうのは。また、重要であり、想定内のことであろうかと思います。

ここに、高知県と、この衛生業者さんいいますか、し尿処理の業者の方の団体連合会との無償団体救済協定の締結同意書っていうのがあるがですけど。

一部を抜粋してみますと、大規模災害時における支援活動に関する連合会結成同意書というふうなことであるがですが。

第1条の所に、大規模な災害が発生し、高知県が連合会に、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬について協力要請した場合、事業者団体が相互に連携、支援する。

飛びまして、7 条のとこですが、被災協力は無償で行うものとし、連合会は高知県に、支援協力に要する経費負担を一切求めないものとする。

というふうなことで、無償でやっていただけるっていうふうな協定の方を結んでいただいているようです。 これ当然、永遠にというふうなことはあり得んことで、いつまでも支援しますよっていうふうなことでなくて、 1 週間とかいう、そういう限度も決められておられるようですが。その後のことはまた協議しましょう、とい うふうな同意書ながですけどね。

こういったことを見てみますとね、せっかく協力しましょうっていうふうなその所があって、そこに対する、 やはり町の力添えいいますか、そういったことも必要になるんじゃないかと思います。もしものときは、やは りもっと支援、すごい力になっていただけると思います。

また、立地的にですね、黒潮町の場合というかこの幡多郡の場合、何かあれば、道の崩壊であったり、山の崩落であったり、そういったことで、外からの支援というのはなかなか考えにくくなるんじゃないかと思います。

そういった意味も含みまして、やはり町内のことは町内で賄える手だて、このことをまずもってしておかないと、そら、地震来ました、津波来ました。当然、毎日、生理現象といいますか、皆さん排せつはされるわけで、ほんと大変なことになろうかと思います。衛生面のことを考えれば、ほんと目も当てれんというか、その状態になろうかとも思います。

各業者さんもですね、前々から高台の方に移しとかんと、支援する支援するって言っても、まずできんねっていうふうな話は前々からほんと、当然だと思いますけど出ておるようです。

そういったことを考えますとですね。やはり、今回、庁舎も上の方に行きますんで、そういった所。大方地区の場合に2軒ございまして、各2台ずつですか、衛生車の方をお持ちのようです。4台ですよね、4台分の駐車スペース。これって不可能ではない数字かな。何十台、何百台の話じゃないんで可能かなとも思うたり。それと、佐賀地区の業者の方も2台お持ちで、これも浸水想定の所に置かれております。これも可能であろうかと思います。

ただ、その業者さんたち心配して今までもできなかったということは、やはり人家の近くとかには置き難い。 それはちょっと控えたいというか、そういう思いでおられるようです。そこまで心配されておりますんで。やっぱり、そんなことをちゃんちゃんとしていって、初めて安心が得られるかなと自分は思っております。

そういった意味も含めまして、執行部の見解を問います。

# 議長(山﨑正男君)

住民課長。

#### 住民課長 (藤本浩之君)

それでは通告書に基づきまして、浅野修一議員の2番、防災・減災についてのカッコ2、町内の衛生業者さんに、高台にある町有地などを衛生車両の駐車場として提供できないか、のご質問にお答えを致します。

議員ご指摘のとおり、南海トラフ地震や風水害等大規模な災害時における、各避難所等でのトイレの問題は 切実であります。

仮設トイレなど、設置で問題の解決に当たりましても、その後、各避難所やご家庭から排出される、し尿、 浄化槽汚泥などの収集運搬が問題になると思われます。

高知県では、災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定を、県内 54 の業者でつくる高知県し尿収集運搬支援連合会と、平成 27 年度に締結をしております。

協定では、県から連絡を受けた協定締結団体が業者を選定し、協力要請のあった市町村の下水道などの設備に被害が出た地区や仮設トイレが設けられる避難所などで、1 週間をめどに無償で、し尿の収集や運搬に当たっていただくこととしています。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、黒潮町内にあります、し尿などのくみ取りを行う許可業者の3社は、 南海トラフ地震における津波浸水想定区域内に事務所などがありますので、衛生車両の流失が想定され、被災 後のし尿などの収集運搬が困難になると考えられます。

この問題の解決策と致しましては、議員ご指摘のとおり、許可業者の3社の所有する衛生車両を事前に高台にある町有地などに保管しておくことなどが大変有効であると考えます。

しかしながら、平常時における許可業者の利便性や、衛生車両の安全な維持管理などをどのように解決するか、課題か多くありますので、今後、高台へ駐車を希望される許可業者と協議を行いながら、検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

# 議長 (山﨑正男君)

浅野君。

# 12番 (浅野修一君)

ありがとうございます。

事前に行うこと、何でもそうながですけど事前に行っておけば安心を得られるわけで、それは絶対やってお

かんといかんことやと思います。

それで、今の課長の方からありましたように利便性っていうふうなことで。自分も心配やったもんで勝手に ここで質問して、業者さんは何を言ってるんだっていうふうなことになると困ると思いましたけど、各業者さ んにその点、確認をしました。

しましたところ、自分がお示ししたのは、大方地区におきましては、庁舎の近辺はどうであろうかというふうなことで問い掛けてみたわけですが。そうしますと、それは全然オーケーというふうな。自分も、ちょっと毎日のことだから大変かなというふうな思いで問い掛けはしたわけですが、全然、業者の方はオーケーなようながですよね。それよりも、かえってそういうふうに町の方でやっていただけるんなら助かるし、ぜひお願いしたいっていうふうな回答やったがですよ。そういうふうなことを思いますとですね、やっぱり、今やっておかなければならないことかなと、つくづく思いました。

ほんで、それ以上にですね、業者の方が、あ、そこまで思ってくださってるんだな。近隣に住宅があれば影響があるから駄目であるとか、町にそういうことをやっていただいたらもうすごく助かるっていうふうなことで、今までほんと悩んでおられた部分だったようです。大方地区にしてはそういうことですが。

佐賀の方でもですね、佐賀は白浜の方に事務所の方ございますよね。その近くには、かしま荘の下とかにもですね、高台の、自分が思ってるその用地として使用できるかなっていうふうな所もあります。そういう所を町がちゃんと構えてあげれば。これ、トイレの部分といますか、そういった衛生面のことですんで、すごい公共性を富んだいいますか、部分になると思いますんで、町民の方全体のお考えでもそういうふうなとらえ方をしていただけるんじゃないかなとも自分は思ってます。

そういう意味で、公共性のあることですんで、ぜひですね、その駐車スペースの確保ということに動いていただきたいがですけど。

いま一度、答弁の方をお願いできますか。

#### 議長(山﨑正男君)

住民課長。

#### 住民課長 (藤本浩之君)

それでは浅野議員の再質問にお答え致します。

許可業者さんの方からそのように協力したいというお言葉をいただいたということでしたら、これから具体 的に進めていかなければいけないなというふうに考えております。

ただし、場所をどこに置くかにつきましては、適材適所がございますので協議をしていかなきゃいけないと 思いますが、やはり町が一方的に進めるのではなくて、その業者さんとの協議しながら進めていきたいという ふうに考えております。

以上でございます。

# 議長 (山﨑正男君)

浅野君。

#### 12番 (浅野修一君)

ありがとうございます。ほんと、ありがたい答弁いただきまして。

ほんと、各業者さん、3業者さんあるがですけど、それぞれほんと思いも違いますし、自分の担当しておられるいうか、お家も違うたり、場所も違うたりするわけですんで。そのへん、やはり業者さんともよく協議していただいて、ぜひそのことが実現をされますようにお願いしたいと思いますんで、よろしくお願いします。では、この質問についてはこれで終わりたいと思います。

続いて3番目、最後になりますが、スポーツツーリズムについてでございます。

カッコ1と致しまして、今年6月に人工芝サッカー場が完成した。今後、利用者への対応には宿泊施設が必要だと思う。建設の考えや計画はないか、についてでございます。

このスポーツツーリズム、ほんと全国的な流れで、各県、各市町村、自治体が取り組んでおるところでございますが。今の通告書のとおりですね、人工芝のサッカー場がほんと見事に完成致しました。実際に、自分も施設を目の前にするとですね、わが町にもこんな素晴らしい施設ができるんだとか、できてもいいんだっていうふうな思いで、感動しました。

また、完成後の利用状況もまずまずであるとお聞きしておりますんで安心しているところですが、今後の利用促進に、町全体によるさまざまなPRが必要だと思います。

それで、場所は変わるがですけど、同僚議員の小松議員の方が長年ご努力されてこられた大方球場ですけど、 その努力に対して町が酌んだといいますか、その対応によって、今、ほんと真っ青な芝生が、ほんと夏場です が真っ青に伸びております。

また、大方球場も、中学校、高校、大学はもちろんながですけど、四国独立リーグのファイティングドッグスなんかも、公式戦の方、皆さんご存じのとおりですが開かれておるところであります。

球場については、小松議員のその球場整備がちょっと間に合わんかなみたいなところまですごいいってると 思いますんで、これも皆さんの努力の成果だと思っております。

ここで、人工芝と球場、いずれも町にとってほんと大きな財産だと思っております。今回、人工芝のサッカー場できたわけですが、これを機にですね、宿泊施設建設、これによる町内外はもちろんですけど、県外、まあ全国ですね。これへの強いアピールが必要と思っております。その思いで、今回の質問となったわけですが。

ただ、町内にはホテル、民宿等が何軒か当然あるわけで、そういった方への影響も当然のことで考えんといかんことであろうと思います。ただ、自分これも、民宿、ホテルの方にちょっとお伺いさせていただいたがですけど、一定のご理解いうか、その相乗効果を求められるご意見もいただいておりますんで、ここはちょっと詰めていかんといかんところではあるがですけど、そういったこともございます。

まあ、一言で宿泊施設を造れっていうふうなことを言ってもですね、まあ当然、これも当然財政的な問題が 直面しておるわけで、今すぐというふうな話にはなかなかならないことは分かっておりますが。

これまで守ってこられたいうか、守りの黒潮町、まあ攻めの部分も当然、町長を先頭にあるわけですが。も う一歩、攻めの黒潮町いいますかね。そういう意味で、宿泊施設の方を建設することによってですね、スポー ツツーリズムをずんと押し上げるような、そういう対応が、対策が必要かと思いますんで、答弁の方、お願い します。

# 議長 (山﨑正男君)

産業推進室長。

# 産業推進室長 (門田政史君)

それでは通告書に基づきまして、浅野議員の3番、スポーツツーリズムについて、1、人工芝グラウンドの完成に伴う宿泊施設建設の考えや計画はないか、のご質問にお答え致します。

平成28年度のスポーツツーリズム誘致による宿泊実績数は8,541人泊でございます。

そのうち、町の宿泊は6,488人泊、町外は2,053人泊となっております。

町外に宿泊した回数は、年32回のうち12回でございまして、このうちの3回、1,576人泊は、宿毛市総合 運動公園や四万十スタジアムを併用して開催した大会や合宿のため、四万十市での宿泊になったものでござい ます。 なお、これら3回の大会および合宿の運営面につきましては、黒潮町のスタッフがすべて運営するのではなく、広域的な受け入れ体制を整え、それぞれの自治体と連携し運営をしてきたところでございます。

これまで、スポーツツーリズムの誘致は、学校の春、夏、冬休みの、長期の休みの期間を中心に宿泊客を伸ばしてまいりました。先に申し上げました3回の大会および合宿も、夏休みならびに冬休み期間中でございました。

この期間には、町内の宿泊施設では収容し切れない場合があり、先に申し上げましたような町外への宿泊を 余儀なくされる状況が発生しております。

しかしながら、反面、それ以外の期間の誘致はまだまだ開拓途中でございまして、閑散期の誘客対策がスポーツツーリズムにおける現在の大きな課題となっております。

このように、スポーツツーリズムが順調に宿泊客を伸ばしているとはいえ、それは長期の休みを中心とした 限られた期間でございます。年間を通して見ますと、まだまだ宿泊施設を満室にする状況には至っておりませ ん。

従いまして、当面の課題は、閑散期の宿泊客をいかに伸ばしていくかでございます。

町と致しましては、町内民間宿泊施設の年間を通じた安定経営を目指した取り組みを進め、民間の宿泊施設が施設整備の充実を図る体力を付けられる施策を行うことが、町の産業振興につながると考えております。

#### 議長(山﨑正男君)

浅野君。

# 12番 (浅野修一君)

ありがとうございます。

以上でございます。

課長、後で答弁いただきたいがですけど、28 年度が 8,541 人言いましたかね。

できれば、今年度入ってからの泊数は把握できてますか。

(産業推進室長から何事か発言あり)

ないですね。はい、失礼しました。結構です。

今も課長の方からもございました、当然なことですが、民間の民宿さん、あとホテルとかあることですんで、 そちらの充実。これなくしては、こういう話にはならんと思います。当然のことで、そこはもうしっかり、建 てる建てないにしても、しっかり行っていただきたいところでございます。

ここからはちょっと飛躍して、発想が飛躍しておりますんで聞いていただきたいがですが。

この宿泊施設、自分の持ってる宿泊施設はですね、スポーツを通じた促進はもちろんながですが、先ほど来申しておりました、防災の関係で避難所というふうなとらえ方、また、その二次避難場所というふうなとらえ方もできるんじゃないかというふうに思っております。災害が起きれば、そこへ仮設住宅なり造っていかんといかんわけですが、もう既にそこにあるというふうな考えを持っております。

それとですね、そういう、今回スポーツツーリズムで質問の方させていただいてますが、修学旅行の方にもですね、これ誘致の方も可能になってくるんじゃないか、もっと話が広がるんじゃないか、というふうな思いもあります。修学旅行というふうなことになりますと、すごい強力な武器になるんじゃないかと。その施設が。というふうに考えております。

その修学旅行で言えばですね、昨年行われました高校生サミット。こちらに、全国の方から高校の方、たくさんおいでていただいたわけですが。そこを第一のターゲット、ございますわね。僕としてはターゲットやと思っております。防災教育を再度というふうな流れにもなろうかと思います。

また、来られた高校の近隣には、小中学校、高校、大学もあろうかと思います。そういった近隣の学校なんかも、教育施設もあろうかと思います。そういったターゲットも広がるんじゃないかな、そんなふうな思いながです。何か夢みたいな話であれながですけど。

自分の構想いいますか、空想ながですけど、皆さんにも一度想像していただきたいがですけど。ネストございますが、ネストの隣ぐらいいいますか、もう自分の勝手な思いですよ。隣とかに、4 階建て、5 階建て、どーんと。当然、1 階部分は津波とかの、まあ規制があるかもしれませんけど、そういったもの。津波にも大丈夫だと。避難場所にもなると。第二次避難場所にもなる、修学旅行も使えると。

それと、もう一回想像してもらいたいがは、そこへ4階、5階の建物が建って、そこから沖を見てください。 もうこれ見たら、また来うって思わん人はおらんがやないろうかと、自分は思っております。

そういった、自分たちが分からないその魅力、町の魅力いいますか、宝ですね。こういう景色自体も宝やと思います。人も宝やと思いますけど、食べるものもそうかもしれん。景色なんかも宝になってくることと思います。で、修学旅行なんかでしたら、そういう、朝になれば朝日がばあっと上がってくるとこを見て感動し、昼になれば沖にホエールウォッチングにもすぐ行けると。そういったことも可能になろうかと思うがですよ。

まあ、かといいましても、何につけてもですけど財政面のことございます。そのへんは国とか県とか、有効ないうか、補助金などをぜひ力を入れてもらってやっていただければ可能かと思います。

自分の空想はそうながですけど、いかがでしょうか。

#### 議長(山﨑正男君)

産業推進室長。

# 産業推進室長 (門田政史君)

それでは浅野議員の再質問にお答えを致します。

二次避難所としての活用であったりとか、修学旅行に対応した宿泊施設、そういったいろんなご提案をいただいたところでございますけれども。

まずは、このスポーツツーリズムの話でございますけれども、やっぱり宿泊の、年間を通じた宿泊客を見込める状況になってないということが一つの要因にはなろうかと思います。まずそこにですね、町としましては力を入れて、年間を通じた宿泊客の確保、そこに力を入れてまいりたいと思います。

また、その宿泊施設を経営するとなりますと、宿泊施設の方にも既に相談をされているようですけれども、 民業圧迫といったこともございますので、そのあたりも課題になってこようかと思います。

従いまして、現段階としては難しい問題であるとは思っております。

それと、基本的な考えと致しまして、先ほど申し上げましたように、民間の宿泊施設が自ら施設の充実を図るような体力づくり、それが町の役割と考えておりますので。

従いまして、当面は閑散期の誘客対策、そこに力を入れてまいりたいと、そんなに思っておるところでございます。

以上でございます。

#### 議長(山﨑正男君)

浅野君。

#### 12番 (浅野修一君)

課長の言われるとおり、そのとおりでございます。民間あっての町内であろうことは、私も重々分かっております。

ただ、今回そのスポーツツーリズムで質問の方を起こさせていただいたがですけど、そのトータル的にいい

ますか、総合的に考えたときにですね、町としてのその長いスパンの、スタンスの広い、長いスパンの有益性を考えたときには、これもまた空想ながですけど、そこで集客し切れないことも、空想ですよ、空想しました。 あふれた方が、町内の民間の部分に行っていただければいいかなというふうな思いで、想像の域をもう逸したような質問やったかですが。そんな思いもありまして、今回質問させていただきました。

場所については、今、具体的にいうか、入野松原のとこを申し上げたわけですが、それはもういろいろね、 高台とかあろうかと思いますので、それも検討の余地は十分あると思うがですけど。そういったことも町とし てこれからも考えていって、広がりのあるいうか、全国に訴えていける力を持った財産を持つべきでないかと 思い、今回、それぞれ質問を致しました。

これで質問を終わります。

#### 議長 (山﨑正男君)

浅野君、答弁は要りませんか。

# 12番 (浅野修一君)

ええ、民間を大事にしてくれるっていうことと、検討の姿勢、見えましたんで。 今すぐの問題ではないんで、答弁の方は結構です。

# 議長 (山﨑正男君)

これで浅野修一君の一般質問を終わります。

この際、10時35分まで休憩します。

休 憩 10時 21分

再 開 10 時 35 分

#### 議長(山﨑正男君)

休憩前に引き続き会議を始めます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮川徳光君。

#### 6番(宮川徳光君)

では、通告書に基づきまして一般質問を致します。

それに先立ちまして、先の台風 18 号関連ですが。

当町では、風の強さとか雨の量もありましたけれども、人的被害がなかったことをはじめまして、大きな被害がなかったように思われます。大変幸いなことだと思っております。住民の方や職員の方々の日ごろの積み重ねの成果が出たのだろうと思いますし、加えまして、職員の皆さまには連休中にもかかわりませず、いろいろと防災関連の対応をしていただきまして、ご苦労さまでした。ありがとうございました。

では、1 間目でございますが。

この質問をするに際しましてちょっと振り返ってみますと、平成23年の3月の東日本大震災の発生以後、毎定例会にて多くの議員に取り上げられ、私も平成23年9月の定例会で、新庁舎が高台のスケン谷への移転決定をしていたことを受けまして、庁舎高台移転による町の将来設計はとしまして一般質問を行いました。これを皮切りに、この防災関連、主に地震津波関連でございましたが、今回までの6年間で10回余りほど取り上げさせていただいております。私の行った一般質問の中では、回数としては最も多くなっております。

今定例会でも、多くの議員が防災関連の一般質問をしております。内容には、最後の避難場所の環境整備なども含まれるなど、さまざま観点からの多くの質問がありました。

その中での答弁の中に、平成30年度には避難空間が完成するとの答弁もありました。当町の地震津波対策が

順調に進んでいるとの感じを受けております。

今日も、朝一番で浅野議員が、避難道の確保関連、また避難場所への考え方。この避難場所の考え方などは、今議会でもその前に4人ほどが質問をされております。

私は、今回、その地震津波対策の中の、地震の揺れ。この揺れ、大まかに申し上げますと、震度6から震度7を交えて2分以上続くと予想されておりますが、この強い揺れへの対策について、住民の命を守るという観点から質問を致します。

地震発生時、家の中にいた場合、その地震による津波や火災から逃れるために、無事に屋外に脱出しなければなりません。そのためには、まず、家が倒壊しない、また、家具の下敷きにならない、といったことが挙げられると思いまして、その点について質問をするものです。

では、通告書の方の言葉と致しまして、1番、防災対策について。

当町の地震津波対策は、新庁舎の高台移転をはじめ、6 カ所の避難タワーや数多くの避難道の整備など、公的な施設等の準備は進んできている。また、避難訓練なども、町や各地区の自主防災組織などが取り組み、住民の防災意識も徐々に向上してきていると感じられる。

こうした状況下、住民の地震による被害の軽減と防災意識のさらなる向上を目指して、以下を伺うとして。 まず、1 問目としまして、家屋の耐震対策の状況は、としております。

まず、カッコ1の答弁を求めます。

#### 議長(山﨑正男君)

情報防災課長。

#### 情報防災課長 (德廣誠司君)

それでは宮川議員の一般質問、1、防災・減災について、カッコ 1、家屋の耐震対策の状況はといったご質問にお答え致したいと思います。

宮川議員おっしゃられたように、津波対策と同じく、また、それ以上に地震対策といったところは、町としても重要な課題というふうにとらえております。

まず、家屋の耐震対策ですけども。進ちょく状況でいきますと、平成29年3月末時点で耐震化率42%となっております。

平成 28 年度の実績としては、耐震診断 261 件、設計 143 件、改修 110 件の申請をいただいているところでございます。

今年度におきましても、昨年度を上回る申請件数となっており、順調に推移しているという認識でおります。 以上でございます。

# 議長 (山﨑正男君)

宮川君。

# 6番(宮川德光君)

今年度までの耐震対策の状況をお聞きしましたが。

全体像、必要なものが幾らあって、それをどういうふうな形で消化していくかといったことが、つかんでおればお願いします。

#### 議長(山﨑正男君)

情報防災課長。

### 情報防災課長(德廣誠司君)

宮川議員の再質問にお答え致します。

耐震化というのは、昭和56年以前の家屋に対して実施をしておるものでございまして、耐震が必要な家屋が4,537戸。そのうち、平成28年度までに209戸が耐震化済みということになっておりますので、その残りの家屋が、今後、耐震化が、進めていく必要がある家屋だというふうに思っております。

以上でございます。

# 議長 (山﨑正男君)

宮川君。

#### 6番(宮川德光君)

4 千なにがしの耐震工事が必要な家があって、という話ですが、今後のより具体的なところは。

というのはですね、聞き及ぶいいますか、情報として、何年か後にはその耐震への補助がなくなるのではないかといったようなことも、ちらっと耳に入ってきたような気がしておりますので。

各年度、中期になりますか、そういったことを考えているようでしたら、お答え願います。

# 議長(山﨑正男君)

情報防災課長。

### 情報防災課長 (德廣誠司君)

町としましても、残りの耐震が必要な住宅に対しての耐震改修の促進をしていきたいというふうに考えているところですけども、今現在、先ほども言いましたように、申請件数というのが非常に伸びております。

そうしたところで、業者の方がどちらかというとそこに対応できてないっていう状況も見受けられておりますので、今後は、どちらかというと受け入れる状況をもう少し整備していかなくてはならないかなというふうに思ってるところでございます。

そこがいったん整理をされて、また、申請件数にある程度対応できると。それの中で、なおかつ、その申請の伸びが落ちてきた状況になると、町としてもある一定の対策を打っていって、その耐震化に対する促進に対して対応していくといったことを考えていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

#### 議長(山﨑正男君)

宮川君。

# 6番(宮川徳光君)

何か、私の意図としては、もう少し具体的な数字が分かれば教えてほしいのですが。

例えばですね、今、耐震診断までいって、例えば設計とかそういったものを希望されてる数なんかはつかんでると思うがですよ。そういった数を、今の町内の業者の処理の能力いいますか、それに見合わせて今後何年ぐらいでそれを消化していこうとしているのかということをお聞きしてます。

#### 議長(山﨑正男君)

情報防災課長。

# 情報防災課長 (德廣誠司君)

耐震化に関して、まだ今後その整備をしていく年次計画というのは設けておりません。

ただ、そこに関して、先ほど来言ってますように、町としての耐震化というのは命を守る施策として非常に 重要な部分だと思っておりますので、そこを、必要な家屋、申請が出ている所、また設計まで進んだ所。ただ、 設計まで進んだ所であっても、なかなかそれから先に、費用面等考えてなかなか改修工事まで進めないってい った方もおられますので、そうした状況も踏まえながら、今後の推移を見ながら検討してまいりたいというふ うに思っております。 以上でございます。

#### 議長(山﨑正男君)

宮川君。

# 6番(宮川徳光君)

再度聞きますけど。

私は、診断をして、設計までやってほしいと手を挙げてる数は、その耐震診断した業者から挙がってきてる というふうに思うてるがですが、その数と。

先、その前に言いました、その補助金が何年後には打ち切られるような話があるのかないのかについての答 弁はいただいてないと思うがですが。

よろしくお願いします。

# 議長 (山﨑正男君)

情報防災課長。

# 情報防災課長 (德廣誠司君)

診断を、過去5年間であったのが1,892件でございます。

それから、設計に行ってるのは、過去5年間で281件でございます。

それが、今現在、累計でつかんでいる診断設計の申請数でございます。

また、補助金ですけども、31 年以降に国の補助制度が変わるといったところの情報があります。それに関して、その県にも現状の負担が増大することの内容要望と要請を今後していき、町の負担が増えることのないよう、今後取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

### 議長(山﨑正男君)

宮川君。

# 6番(宮川徳光君)

その設計をしてもらいたいいう数は、つかんでないがですか。

# 議長 (山﨑正男君)

情報防災課長。

# 情報防災課長 (德廣誠司君)

設計をしてもらいたいという、診断が終わった後ということでございましょうか。 それは、すべてつかんでる状況にはございません。

以上でございます。

# 議長(山﨑正男君)

宮川君。

# 6番(宮川德光君)

私もその耐震診断をしていただいた一人ですが、設計もやってほしいというふうなことは手挙げてるがです けど、まあ2年ぐらいかかるような、というふうな大まかな話で。それでもいいから待ってますので、いうて 返事しとるがですけんど。そういった状況はつかんでないということですね。はい、分かりました。

えらい、時間があれですね。

じゃあ、2番の方へいきますが。

先月、高幡地域の議員研修会がありまして、私も参加させていただきました。演題は、「知っちゅう」を「備

えちゅう」にかえるためにとのことで、ここの辺りで言えば、知っちょうですかね。知っちょうを備えちょうにかえる。標準語で言えば、知っているを備えているにかえるために、という演題でございましたが。私たちが知っていても、なかなか実際の行動にならないことを行動に移すためのポイントなどを教えていただきました。

研修の資料としまして、これは2014年の県民意識調査のデータとのことでございますが、家具の耐震などが必要なのにしていないのが70パーセント弱とのことでございました。ほかにも、その数字を見て私に置き換えてみると、まあそういったことも当てはまるのかなというふうなことでございましたが。

また、今回の定例会の一般質問の答弁の中で、支所の書庫などの耐震がちょっと不十分な所があるとかいう話もありました。

先ほどちらっと言いましたけども、わが身を振り返ってみますと、その平成23年当時から言われていることで、住民個人が対応しなければならないとされているものですかね。例えば、寝間には家具を置かない。また、枕元に避難用の靴と懐中電灯を常備しておいてください。また、玄関先にバールなどの、脱出路を確保するためにそういった工具を置いてください。それから、家屋と家具の耐震補強をしてください。というのが、それ以前にもそう言われていたでしょうが、その当時から特にそういった声が大きくなりました。こういったいろんなことをわが身に置き換えますと、できているもんもあればできていないもんもありますし、当時、これを受けてしていたことで現在できていないこともあるということもありまして、今回の質問に至ったわけですが。ということで、2番目の、家具の耐震対策の状況はとしております。

答弁をお願いします。

#### 議長(山﨑正男君)

情報防災課長。

### 情報防災課長(德廣誠司君)

それでは宮川議員の一般質問、1、カッコ2、家具の耐震対策の状況はといったことにお答え致したいと思います。

家具の耐震に関しては、先ほどの家屋の耐震化と同様に非常に重要なことだと考えております。

ただ、これに関しては、行政の補助を受けなくて個人で実施されてるケースも多くあり、率としての把握は 困難でございます。

平成28年度までで、町の申請を受けて実施された件数としては66件でございます。

地区防災計画シンポジウム、今年3回目を迎えるんですけども。そこの中で、昨年行われた熊野浦地区のこの家具の固定に関しての発表をきっかけとしまして、地区単位でまとまって申請をいただくケースも増えてきております。こちらも着実に進ちょくしてるものと考えております。

本年度に関しても、当初を超える申請により、今回の議会により補正の提案はさせてもらってるところでございます。

以上でございます。

#### 議長(山﨑正男君)

宮川君。

# 6番(宮川徳光君)

行政の取り組みについての状況を教えていただいたんですが。

町内のですね、例えば自主防災組織とかいったとか、そういった部分においての状況などを何かつかんでおれば教えてください。

### 議長 (山﨑正男君)

情報防災課長。

# 情報防災課長 (德廣誠司君)

宮川議員の再質問にお答え致します。

自主防災組織等の取り組みとしてですね、現在、先ほど言いました熊野浦をはじめとしまして、非常に進んでいるのが佐賀地区でございます。そちらは、地域担当制の中で行っている地区防災計画の策定の中で、やはり地域の中で命を守る対策として個人ができること。その対策としては、やはり家具の固定がまず身近で取り掛かりやすい対策ということで、そこを進めていくというところが進められているところで、佐賀地区においてそこが、ここ2年ぐらいで伸びていってるところであると考えております。

また、そうした状況をですね、先ほど言いましたシンポジウムとか、そういった所でも発表もありましたし、 取り組みがほかの地区にも波及していけば、またその波及された自主防災組織でも、ちょっと取り組んでみよ うかといったところで進んでいくと、またこの家具の固定に関しても一定進んでいくんじゃないかというふう に考えております。

以上でございます。

# 議長 (山﨑正男君)

宮川君。

#### 6番(宮川德光君)

先ほど、高幡地域の議員研修会に参加させていただいたという話もしましたが。その中で、上川口浦地区ですかね、その地区の紹介があったように思いましたんで、そういったことも町としては把握されて。もちろん、把握されてるとは思いますが。

今のその答弁の中にもありましたけども、その家具の耐震というのは、自助、共助、公助の中で言えば、自助、共助の部分に当たるのかなとは漠然として思っておりますが。2割の住民の方は、誰の助けも得ずに自分で家具の固定をされるということでございましたが、今も7割弱あるのかどうかは分かりませんけども。

そういった方たちの中に、それこそこの間テレビで、佐賀の屋内避難訓練が行われたという件が、テレビ報道がありました。そういった、その対象となった方も、その7割の中で、なおかつ自分では知っていても、なかなかそうした対策が打てない方の所に入るんやないかなというふうに、今、私は思いまして。そういった方への対策をどんなふうに考えていったらいいのかなという。

その、さっき言いました自助、共助、公助の中で、公助の方に住民の意識が向いてしまうとですね、またこれも、昨日の宮地議員でしたか、その自助、共助、公助のバランスが崩れていくのではないかなという心配をして、心配をして言うたらちょっと偉そうですが、そういうところも考えるところです。また、そういうことになると、職員の方はたまったもんではないというか。基本的に、避難場所もそうですが、地震が発生したら、現場にはなかなか職員の方は出ていけないというところに立たされておきながら、いろんな、それまでの事前の作業を、そこまで求めるのも酷かなというふうな感じも致します。

そういったこともありまして、今後、どういうふうな進め方をしたらいいかなというふうなことがあれば教えてください。

#### 議長 (山﨑正男君)

情報防災課長。

### 情報防災課長 (德廣誠司君)

宮川議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど言われました、上川口浦地区の取り組みは承知しております。

その上川口浦の地区の取り組みによって、家具の固定化というのは進んでいたというところで、そこにかん しても、そこの地区の中で状況等を把握しながら進んでもらっていたというふうに思っております。

あと、その今後の進め方ということでございますけども。防災対策、宮川議員おっしゃられるように、自助、 共助、公助という仕組みで構成されているというふうに思っております。

まず、やはり大事なのは自助であって、自助でできるだけ、どのようなことができるかといったところを考えていただく。でも、そうはいっても家具の固定にしても、自助に対してできない方もおられます。それは、家具を固定したくてもできない。まあ高齢者の方であったり、そこの対応ができない方もおられるので、そうしたことに対してどのように対応していくかといったところが、次の段階で共助じゃないかなというふうに思ってます。それが自主防災組織であったり、また、今、町が取り組みを進めています地区防災計画の中で話をしていく中で、皆さんの中でこういった対策はどのように取り組んでいくのかといったところを考えてもらうといったところ。そこで、共助の中で取り組む。自助があり、共助があり。

そこで、自助、共助でも、どうしてもできないことはあると思います。そうしたことに対して、今度、公助がどのように対してそこに対応していくかといったところ。それがうまくつながれば、防災としては強くなるというふうに思っております。

そうしたところで、だんだんと積み上がっていく中でそういったところが一つ一つ、その地区の中でやれることが強い地区になっていく。

また、以前からも言ってますように地域のコミュニティーが前提であって、防災を考えるところでいくと、 それを抜きでは語れないというふうに思っております。

そうしたことからいくと、その防災を考えることで、やはり地域の今までの平時の取り組みの中で、こういったことも大事ですよねといったところが話されるような環境になれば、こういった家具の転倒に関しても、いろいろと話をする中で、集落、地区の中で検討していっていただけるのかなというふうに思ってるところでございます。

以上でございます。

# 議長(山﨑正男君)

宮川君。

# 6番(宮川德光君)

全体的な流れはそうだと思いますけども、行政の方に質問するとしたらですね、自助、共助でできていない場合にどう対応するか、といったところだと思うがですよ。その部分がちょっと、まあ私の理解があれなのか。 その点について、再度お願いします。

# 議長(山﨑正男君)

情報防災課長。

# 情報防災課長(德廣誠司君)

家具転倒のことに関して申し上げますと、その家具転倒に対する設置。物を付けたりとか、そういったこと に関して行政として取り組むといったところにはなっておりません。

ただ、そこの公の部分でいくと、この補助金といった費用に関して。費用というか、設置する材料に関して の補助をやってるところでございます。

そうしたところで、できる分に関しては、この家具転倒に関しては、町としては補助金の対応といったこと になろうかと思います。 以上でございます。

#### 議長(山﨑正男君)

宮川君。

#### 6番(宮川徳光君)

何を問おうとしたがでしょう、ちょっと飛びますが。

私の問いたいことはですね、補助金を出すとかじゃなくって、そういった家屋の倒壊とか家具転倒防止、そういったのは重要やいうのは意識は一緒だと思うがですが、それが、町内のできてる地域もあれば、できていない地域もある。まず、そこから現状把握をして、進んでいない所には町としても地域担当制なり、まだ。

情報防災課の職員はちょっと厳しいですかね。そういった、行政なりが注意喚起いいますか、何か。

個人でもなかなかできないとこはありますし、地区になったら、それはできない所は基本的にはないと思いますけども。できていない所があれば、何らかの助言なり指導なりをするべきやないかなというふうに思っての質問ながですが。

そういった観点での答弁を願います。

#### 議長(山﨑正男君)

情報防災課長。

# 情報防災課長 (德廣誠司君)

宮川議員の再質問にお答えしたいと思います。

おっしゃられるように、町として補助金を出して終わりというふうには考えておりません。

ですので、先ほど言いました進んでる先進の地域、こういった所がありますよといったところ。そこに取り組めていない所もある地区はあると思いますので、そうした所にこういう取り組みをして、地区の中の耐震化の家具の固定に対して進めていきませんかといったようなPRとか、そういったところは今後も進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### 議長(山﨑正男君)

宮川君。

# 6番(宮川徳光君)

私の取り方ですが、何か分かればというふうに取れたがですけど。

そうじゃなくって、現状を把握するようにしてですね、ぜひそういったことが前へ進むような対策を取って ほしいと質問しておりますので。

その点、再度すいません。

# 議長(山﨑正男君)

情報防災課長。

# 情報防災課長 (德廣誠司君)

宮川議員の再質問にお答え致します。

最初にも申しましたように、家具の固定化というのは、町の補助を得ずに個人でやられる方もおられます。 そうした所を、全体一軒一軒調べていくといったところはなかなか難しいと思いますので。

ただ、町が補助を出している所で、どこか今されてるかといった状況は分かりますので、そうでない地区に関して、町としてもその対応に関して何らかの形でお示しをしたりとかいったところは可能かと思いますので、その対応については取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

#### 議長(山﨑正男君)

宮川君。

#### 6番(宮川徳光君)

その町の補助とか何とかいうのは、あまり私の質問の中では重要なとこではないのですよ。その耐震ができるかできないか、というところの話を私はしてると思うてるわけで。

例えばですよ、アンケートではないですけど、自主防災とか各地区へのアンケート。それをしてほしいということでもない、ただ思い付きで言いようがですけど。そういうことを一例として、何かの把握して、そういった自分ではできないであろう方たちまで最終的に行き届くようなことにしていただきたいということで、それに向かっての何かの対策はできないかということですが。

どうですか、町長。

# 議長 (山﨑正男君)

町長。

#### 町長 (大西勝也君)

それでは再質問に答弁させていただきます。

ご質問の趣旨は、家具の転倒防止固定化が進ちょく、これまで以上に加速するためにはどういうことが必要なのかということだと思います。

おっしゃられるとおりですね、そういう属性分析が必要だと思います。進まないには進まない理由がありまして、その理由がどこにあるのかで、その理由によってはその打つ手が全然変わってまいります。

例えば、防災課長からありましたように、例えば補助制度、費用。費用の面で、もしかしたらちゅうちょされている方。これは、補助制度があるなしの周知も含めてのお話です。それから、あるいは物理的な作業を伴いますので、その困難性がある方であったりとか。あるいは、そもそも家具の固定化に必要性の認識がどの程度あるのか。つまり、やらなくてもいいんじゃないかという認識のお持ちの方であったりとか。あるいは、すべてクリアできても、具体的にやろうとしたときにやり方が分からないであったりとか、それぞれ進んでいない理由がやっぱ属性的に分析されていって、その一つ一つに的確な施策を打っていくということは必要だと思います。

もう少しお時間を頂きたいのは、すべて何か行政が解を示して、そのとおりに進んでいくことは、進ちょく 率だけを見ると非常に早いと評価をいただけるものになろうかと思いますけれども、ずうっと言い続けており ます、どうしてもその自発性でありますとか自主性。こういったものの醸成はどうしても時間がかかります。

例えば、防災課長からご紹介ありましたように、熊野浦地区のあの発表を聞いてですね、あれて触発されて 家具の固定化が進むなんていうことはですね、自分たちにとっては本当に理想の形でありまして。そういった 芽を大事にしていくことも、他方では捨ててはならない視点だと思ってます。

従いまして、あまり進ちょくが進まないようでありますと手も考えないかんと思いますけれども、少しそういう自発的な芽も今、出始めているということもご理解いただいた上で、もう少し時間を頂ければと思っております。

#### 議長 (山﨑正男君)

宮川君。

### 6番(宮川徳光君)

はい、どうも。

冒頭の、演題の話しましたけども、今、町長も答弁の中でもありましたけども。

その演題は、「知っちゅう)」を「備えちゅう」。ここにいくまでには、何か2段階のステップアップ、働き掛け。2つの働き掛けがないと、行動に移さんというような。なかなか、実際に家具の固定に至るまでには結構大変なので、この7割弱の人がまだやってない。そういう現実があるわけで。

時期的いいますか順番など、防災対策の優先順位からすると、ちょっと混同しますかね。自助と、公の物と個人の物とでやる。個人の物の話なんで。

といいつつも、できてない現実がありますので、箱物整備が済んできた次には個人のできてない所にまでやってほしい。その順番が回ってきているのではないかなという思いがあって、今回質問しました。

みんなの意識を変えるということは難しいことですし、私もその6年間の間にだんだんと後退して。例えば、 枕元に靴を置いて、懐中電灯を一時的にいいますか置いとったものが、今は置いてないこともあります。そう いったことがないようにしなければならないという思いで町長の答弁がありましたので、この質問は終わりま す。

続きまして、これもたびたび質問していますが公共交通についてですが。

通告書を読み上げますと、公共交通について。

今年度も、公共交通の維持および利用者の利便性向上のための運行費補助金や、デマンドバス関連補助金の 予算が組まれている状況下、以下を伺うとしまして。

デマンドバスの取り組み状況と、今後の公共交通網の展望はとしております。

答弁をお願いします。

#### 議長(山﨑正男君)

総務課長。

### 総務課長(宮川茂俊君)

それでは宮川議員の一般質問の 2、公共交通についてのご質問の 1 番目のご質問、デマンドバスの取り組み 状況と今後の公共交通網の展望について、通告書に基づきお答えします。

デマンドバスの取り組み状況につきましては、平成25年度から導入しております北郷加持エリアの定時型デマンドバスの利用者数が年々増加しており、良好であると考えられますので、このデマンドバスをモデルとしまして、他のエリアにも導入を図っていきたいと考えております。

平成29年度に定時型デマンドバスを導入する計画をしているエリアは、現在、中山間地域を枝線バスとして 運行している、かきせエリア、湊川エリア、および蜷川有井川エリアの、3つの地域を対象として取り組むこ ととしております。

デマンドバスの導入に当たりましては、まずは本格運行に先立ち、運行ルートや運行ダイヤ等を検証するため実証運行を実施したいと考えており、実証運行のための準備作業を進めているところでございます。

しかしながら、実証運行を行うためには、現在運行している路線バスの見直しの必要があり、これまでの路 線運行での認可から、区域運行での認可に取り直す必要があります。

また、この認可の取り直しための認可申請を行うために、運行ダイヤや運行運賃、対象地域などを確定する 必要があり、現在、この作業に時間を要しているのが現状となっております。

今後の公共交通網の展望につきましては、基本方針の答弁とはなりますが、自身の移動手段を持たない交通 弱者の方にはライフラインとして公共交通は必要不可欠であります。そのためにも、今後とも公共交通を維持 していけるよう経費を縮減するとともに、利用者が利用しやすい運行方法を確立していく必要があると考えて おります。 また、庁舎移転に対応するための交通手段を創設する必要があると認識しておりますので、取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

#### 議長 (山﨑正男君)

宮川君。

# 6番(宮川徳光君)

デマンドバスの状況を主に答弁いただきましたが。公共交通の在り方いいますか、いろいろ各市町村によって取り組みが、少しずついいますか、異なってるとこもありますが。

この当町では、このデマンドバスを町内全域に広めていくというような方針だったと思いますが、現状でそれ以外の公共交通の取り組みは考えておりますでしょうか。

#### 議長(山﨑正男君)

総務課長。

# 総務課長 (宮川茂俊君)

宮川議員の再質問にお答えします。

公共交通、バスには大きく2種類あります。入野や佐賀など、市街地や生活圏となる近隣市町村への移動を 伴う幹線バスと、主に山間地域に住まわれている方たちが入野や佐賀などに移動する手段である枝線バスとが ございます。

先ほどお答えさせていただきましたのは、 枝線バスに関してデマンドバス化を図るということで答弁をさせ ていただきました。

この幹線バスにつきましては、現在3路線あり、四万十町および四万十市と協調運行を行っております。この幹線バスにつきましては、入野駅および佐賀駅を拠点として運行しておりますので、庁舎移転に合わせて新庁舎への経由を行っていきたいと考えております。

それと、先の答弁でも答弁させていただきましたように、入野および佐賀市街地につきましては高齢者の方が増加しており、入野市街地の市街地バスにつきましては新庁舎への経由とともに、その移動手段を確保していきたいと考えております。

以上でございます。

# 議長 (山﨑正男君)

宮川君。

# 6番(宮川德光君)

先いいますか、私、以前のその質問された方への答弁の中に循環バスとかいうの、そのことだと思いますが。 現状は、デマンドバスと循環バス以外は考えてないということですかね。

# 議長 (山﨑正男君)

総務課長。

# 総務課長 (宮川茂俊君)

再質問にお答えします。

もう一点、幹線バスのことに触れらしていただきました。

以上で構いませんか。

以上です。

## 議長 (山﨑正男君)

宮川君。

#### 6番(宮川德光君)

すいません、私が漏れておりました。

それ以外に、例えばもう少し違った形の、デマンド、枝線とかに関して違った形は考えれていないかという ことで、再度お願いします。

# 議長 (山﨑正男君)

総務課長。

# 総務課長 (宮川茂俊君)

枝線バスにつきましては、まずは、枝線バスのデマンド化を目標に取り組んでおりますので、現在のところ、 別の輸送方法については考えておりません。

以上でございます。

#### 議長(山﨑正男君)

宮川君。

#### 6番(宮川德光君)

どうも質問の仕方が悪いようで、すいません。

では、カッコ2の方へいきますが。

今9月より、地域の交通網の維持などを目的として、バスやタクシーで荷物を運んだり、貨物車に客を乗せたりする貨客混載サービスが可能となりました。

県内では、28 市町村が対象で、幡多郡内では当黒潮町と大月町、三原村の全町村。幡多郡内の全町村という 意味ですが、対象のことですが、このサービスにどう取り組みますか。

# 議長(山﨑正男君)

総務課長。

# 総務課長(宮川茂俊君)

それでは宮川議員の、2、公共交通についてのご質問の2番目のご質問、貨客混載サービスの今後の取組みについて、通告書に基づきお答えします。

議員がご指摘されます貨客混載サービスにつきましては、国が、自動車運送事業者が旅客または貨物の運送 に特化してきた従来の在り方を転換し、両事業の許可を取ることで、サービスの掛け持ち、貨客混載が可能と なる規制緩和を本年9月1日から行うサービスとなります。

特に、過疎地域につきましては規制緩和が拡充されており、それぞれ貨物自動車運送事業などの許可が必要なものとはなりますが、例えば、貸切バスやタクシーによる荷物の輸送や、トラックによる人の輸送等が可能となるものです。

この貨客混載サービスに関する今後の取り組みにつきましては、公共交通網の維持について、本町では効率的かつ柔軟で持続可能な公共交通網の構築を基本目標として取り組んでおりますため、それぞれの運送事業者さまの事業収支の改善を図る必要があり、この貨客混載サービスの導入により事業収支の改善が図られるのであれば、各事業者さまに積極的な貨客混載サービスの実施を促していきたいと考えております。

また、このことにより、本町の基本目標である持続可能な公共交通網の構築が図られると考えておりますので、町としましても積極的な支援を行っていく必要があるものと考えております。

しかしながら、運送事業者さまにとりましたら、貨物自動車運送事業者の認可や旅客自動車運送事業者の認可が必要となり、また、車両には運送可能な荷物量や人員の上限がありますので、荷物の重量を増やすには座

席数を減らすなどの車両の改造が必要となり、経費が発生することとなります。

このため、現在のところ、各運送事業者さまからの貨客混載サービスの実施の申込みや協議はない状況となっております。

議員がご指摘されますとおり、黒潮町は過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域となっておりますため、規制緩和の対象地域となっております。旅客運送事業者と宅配事業者が連携することや、サービスの掛け持ち、貨客混載によりどの程度の効果が得られるのか、今後、事業者とも協議しながら検討をしていきたいと考えております。

以上です。

# 議長(山﨑正男君)

宮川君。

#### 6番(宮川德光君)

今9月1日から始まったということで、これからのことだということで理解します。

何いいますか、考えのその一つとして、私たちのとこが田舎、と言うたらまたちょっと語弊があるかもしれませんけども。いろんなものを掛け持つというのは、すごい有効な考え方だと思います。例えば、作物を作るにしても、何かをするにしても、その時期的なものとかそういったものでいろいろ掛け持って、有効に時間を過ごすといったような考え方もあろうかと思いますが。

これからの検討ということで、期待をしておきます。

では、3問目です。ファイリングシステムということで、昨年6月定例会に引き続きまして質問を致します。 通告書を読み上げます。

3番、ファイリングシステムについて。昨年6月定例会にて、情報共有の促進、文書検索時間の短縮等の業務効率化を目指したファイリングシステム化についての一般質問を行いました。

その際、新庁舎への移転も考慮して、平成27年度より同システムへの移行について準備中で、運用ルールの 構築も図るとのことでございました。

それを受けまして、カッコ1としまして、その後の取り組み状況と、今後の導入予定と、それに係る経費の概要を伺うとしております。

答弁願います。

# 議長(山﨑正男君)

総務課長。

# 総務課長(宮川茂俊君)

それでは宮川議員の3番目、ファイリングシステムについてのご質問の、取り組み状況と今後の導入予定等について、通告書に基づきお答えします。

議員がご指摘されますファイリングシステムとは、紙ベースの文書をフォルダーに収納して管理を行い、これまでのチューブファイル等の簿冊で管理する方法と比較して、分類した管理ができ、また、保存年限が到達した場合など、効率よく処分ができる文書の整理方法であると認識をしております。

また、昨年の一般質問でも答弁させていただきましたとおり、本町では電子媒体による文書やデータ等につきましては、文書管理システムと呼ばれる情報処理システムで管理を行うこととしており、平成28年度よりシステムの導入を図り、運営を行っております。

今後の本町の取り組みとしましては、紙ベースの文書等につきましては、議員がご指摘されますファイリングシステムにより管理を行うとともに、電子媒体の書類やデータ等につきましては文書管理システムで管理を

行うこととして、取り組みを進めております。

また、紙ベース等につきましては、ファイリングシステムで効率よく整理をしたとしても、保存場所の確保 や検索に課題が残るため、紙ベースの文書をスキャナ等で読み込みを行うことで電子文書化を行い、文書管理 システムで保管および管理を行うように、現在、取り組みも進めております。

議員のご指摘のファイリングシステムの取り組み状況につきましては、現在のところ、ファイリングシステム導入の検討時から課題であった、既存文書の整理から取り掛かることとしており、これから本格的に、各書庫に保管しておる文書の廃棄や整理を行うこととしております。

また、新庁舎のキャビネットや書類庫などの整備につきましては、議員のご指摘のファイリングシステムの 導入を前提としたサイズ等の什器(じゅうき)とする整備計画となっておりますとともに、ファイリングシス テムや文書管理システムなどを活用した、執務環境の改善なども目指した整備計画となっております。

議員ご質問の必要な経費につきましては、新庁舎の整備計画の中で、キャビネットや保管庫などを整備する計画となっておりますため、現在のところ、庁舎の建設費用のほか特別な経費は考えておりません。

一部ファイリングシステムとは適さない業務等はありますが、新庁舎への移転を契機としまして、ファイリングシステムの導入を徹底していき、議員がご指摘されますクリーンでエコな執務環境を目指し、文書の共有化などを図っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

#### 議長(山﨑正男君)

宮川君。

#### 6番(宮川德光君)

前回、私が質問したときの答弁から受けた印象としましたら、ちょっと。まあ、概要としましておんなじような印象を受けたわけですが。

再質問したいのはですね、例えば、隣いいますか四万十町は、このファイリングシステムを導入しております。四万十町、この間研修に行った折に、四万十町の議員さんの中からは、すごい職場環境いいますか、それから職員の意識も変化があったということで、成果があったというようなお話もありました。

それで、その四万十町を例に取りますと、その導入に際して研修を、職員が専門の研修を何回か、そのちょっと回数とか期間とかは分かりませんけども。そう簡単な短い期間じゃなくて、ある程度長期間で研修を専門業者から受けて、導入後も業者にたびたび来ていただいて、何年かにわたってチェックをしていただいて、現状に至っているというような話だと思うのですが。

そういった研修とかの面はどうなっておりますでしょうか。

# 議長 (山﨑正男君)

総務課長。

# 総務課長(宮川茂俊君)

再質問にお答えします。

四万十町の課長の方にお話をお聞きしました。

このファイリングシステムの導入に際しまして、平成24年度から取り掛かり、平成28年度までの5年間に コンサルタントに委託しまして、ファイリングシステムの導入の支援や職員研修の支援に、合計1億円程度の 費用を投じてきたとのお話をいただきました。

また、四万十町につきましては、黒潮町が導入しております電子情報システムによる文書管理システムの導入は行われておらず、従来どおりの紙ベースでの文書管理および決済業務を行っているということでした。

本町におきましても、議員がご指摘されますように、職員研修やコンサルティングができれば理想的である と考えますが、相当な予算を必要としますので、現時点では予算化は厳しいものと理解をしております。

このため、導入の当初はコンサル等は雇わず、経費も最小限としてファイリングシステムへ移行を行い、5年以上の長期スケジュールにより穏やかな文書管理の徹底を図ることとして、後年度、ある程度ファイリングシステムの運用が根付いた時点でコンサルを投入することも再検討することを考えております。これは、導入前にコンサルの指導を受けるよりも、導入を始めて、職員から黒潮町の実態に合わせた課題や疑問、運用アイデアが出てきた段階でコンサル等の支援やアドバイスを受けることが効果的ではないかと考えまして、そのような計画をしております。

以上でございます。

#### 議長(山﨑正男君)

宮川君。

#### 6番(宮川徳光君)

四万十町とは違う導入の仕方をされるということで。

今、ちょっと気になったのは、四万十町は紙ベースを主体として行って、当町は文書のデータ化をすることによって、その違いで、例えば研修の必要性のところにまで至るのかなというふうに、私は取ったわけですが。 同じ、例えば5年間、まあお金が違いますけども。

そこのあたりを、さらに詳しくお願いします。

### 議長 (山﨑正男君)

総務課長。

# 総務課長(宮川茂俊君)

再質問にお答えします。

本町と四万十町との状況は異なりますが、職員研修につきましては、一度、一定の当初の運用について研修を行っております。

その関係もありまして、まず、その動かしてみてというところが大きなところですので、文書管理システムの中でもファイリングシステムと相乗的な効果が得られるような形も取りたいと思いますので、若干動かしてみて、再度検討したいというのが趣旨でございます。

以上でございます。

#### 議長(山﨑正男君)

宮川君。

#### 6番(宮川徳光君)

今の答弁をいただきまして、ちょっと再確認ですが。

事例、全国的にファイリングシステムが導入されてるとこも多いとは思うんですが、その形態いいますか。 今のこのデータ文書化をやってとかいう、そのやり方が、どういうやり方があってこういう導入に至ったか ということを、分かれば教えてください。

### 議長(山﨑正男君)

総務課長。

# 総務課長 (宮川茂俊君)

再質問にお答えします。

各市町村、これまでの文書の管理の方法はそれぞれでした。びっくりするぐらい異なっておったと思います。

今度、それがファイリングシステムという一つの大きなやり方になってまいりますので、これまでの形態の違いと、今後目指しておるところと、やっぱり各市町村それぞれ違いますので、若干アプローチの違いがあるというのはご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

(宮川議員から何事か発言あり)

すいません、具体的な例までは、今、準備をしておりませんが。

千差万別でして、各市町村の状況はほんとに異なりますので、それぞれ、もう各市町村で検討していく必要があると認識しております。

以上でございます。

#### 議長 (山﨑正男君)

宮川君。

宮川君、この際、残り1分ですので、ご承知ください。

# 6番(宮川德光君)

はい。

ここ何回か延長させてもらってますんで、今回は控えたいと思います。

1分ですので、これで私の質問を終わります。

#### 議長(山﨑正男君)

以上で、宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、午後1時15分まで休憩します。

休 憩 11時 46分

再 開 13 時 15 分

#### 議長(山﨑正男君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、小松孝年君。

# 13番(小松孝年君)

それでは、一般質問を始めたいと思います。

今回の質問は、防災関連とスポーツツーリズムについて質問致します。

この質問は、本来なら6月議会のときに質問する予定で構えておりましたけれども、6月議会の前に出張等が重なって出しそびれてましたので、今回、あらためて出させてもらいます。

まずは防災関連で、質問の趣旨の方に2点挙げております。

2点挙げておりますが、その1点目は昨年の質問で取り上げた、海岸部への放送施設について、今後の計画について問うということと、2点目に、避難タワーの有効活用できないか、という2点です。

まず、1点目の質問は、もっと具体的に書いたらよかったんですけれども、これは過去2回質問させていただきまして、そのとき課長も、そのときは係長でおったので、内容はよく分かってると思います。

まず1回目に質問したのがですね、平成27年の12月議会で質問させていただきました。いろいろ、今日、 そのときの答弁なんか資料を集めておりますけれども、今日は早く終われというみんなの声がありますので、 全部読み上げると時間がかかりますので。

1回目はですね、ちょっと質問のやり方も悪かったかもしれませんけど、海岸部、言うたら住宅、民家が遠

い所。そういった所の全部網羅するような形で質問をとらえられておりました。

それでまた、再度2回目にですね、これは去年の9月ですね。ちょうど1年前になりますけれども。そのときに、ピンポイントで町の施設、大方球場付近。あの近辺は結構、平常時というか日中ですね、人が多く集まる所であります。ほんといろんな施設、また、ラッキョウ等が。

どういった方々が集まってというとですね、野球競技者はもちろんのこと、キャンプ場もありますし、それからグラウンドゴルフ、そしてまたソフトボール、そしてまたラッキョウ畑やサーフィン。で、またいろいろウォーキングしてる方や、また遍路道でもあったりします。ですので、一時的にですけども、人が500人以上集まってるときなんかもあります。それは大きな人口の集まる所では、あると思います。

そういった所にですね、町の施設でありますので何とか設置できないか。また、そういう計画してくれないかという質問を致しました。

そのときに答弁でですね、当時の課長から。一応、私もいろいろとその、どこまでケーブルが来てるかとか、 電柱が何本かとか、電柱がつながってるかとか、いろいろ調べてきまして、そのへんも言いました。

一応、多分、今の課長もいろいろ調べてくれたと思うんですけれども、そのときに答弁の中でですね、大方球場の辺りまで光ケーブル引っ張る場合に、最短距離でいくと348メートルぐらい。まあ概算ですけれども、38万ぐらいでできるとか。それから、なおのこと球場に光ケーブルを引っ張って、ベンチから告知端末でストレートフォンでつないで音達をするに掛かる費用が別途75万ぐらい。そういった概算を出してくれておりました。正確にはもっと要るかもしれませんけれども、それで足して。

ここで足し算をしないようにした方がいいと思いますけど 100 万は掛からんと、そういったような金額ですので。そのとき 9 月議会でした、今と同じ。

すぐ、次の年の予算に挙げてくれてるかなと思いまして、見たところ挙がっておりませんでしたので、6月に質問しようかと思ってましたけれども、できなかったので今回やっております。

そういったことで、1 問目の質問で、今後のそういった海岸部への放送施設の、今後への取り組みの計画についてお聞き致します。

#### 議長 (山﨑正男君)

情報防災課長。

#### 情報防災課長(德廣誠司君)

それでは小松議員の一般質問、1、防災関連について、カッコ 1、昨年、一般質問で取り上げた海岸部への放送施設について、今後の計画についてのご質問にお答え致します。

まず、前回の答弁と重複する部分があるかもしれませんけども、お答えをさせていただきます。

全体的な海岸部への放送施設についてですが、津波浸水予想エリアへの無線拡張整備については情報伝達の 緊急性も含め必要だという認識をしております。しかしながら、設備の整備費用が高額であるため補助事業の 活用が求められるところでございますが、現在のところ活用できる補助事業がない状況です。

ただ、最初に申しましたように必要な施設であるという認識は強く持っておりますので、今後、国への補助制度の整備について要請し、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、海岸部の中でも県の公園管理区域に関しましては、公園利用者の安全管理の部分において、県での緊急伝達手段として放送設備は必要であると思いますので、設備整備に関する要望をしていきながら、同様に国へ補助制度整備の要請につきましても、県との協力の上、進めていきたいというふうに考えております。

また、もう一つ、ピンポイントでというお話でしたけども。それに関しても、大方球場周辺への放送施設整備ということであると思いますけども。申し訳ないところなんですけども、具体的に進めてることができてい

ませんでした。

それも前回の答弁でお答えしましたように、町の施設における緊急時の情報伝達施設整備に関しては導入の必要性があるというふうに考えておりますし、また、周辺でのその他利用者、観光客、農業従事者への告知にも有効となるということを思っておりますので、大方球場からの施設整備に関しては、今後、具体的に検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### 議長(山﨑正男君)

小松君。

# 13番(小松孝年君)

まあ、大体今までの答弁とおんなじようなところはありました。

実際その必要性は感じられておられて、できる、いい予算が取れるようなところがあればやっていくという 形でしょうかね。

もし、費用的にはやっぱり、前出してもらったのが概算ですけど 100 万円は掛からないので、本当の多くの 人が集まります。ほんで、また何で大方球場かというとですね、あの近辺に結構、散歩する方々やサーフィン、 集まってます。

それと去年ですね、ちょっと大方球場の整備しまして、15 メーターのネットが立っております。ネット用のコン柱が立ってます。そこにすればですね、結構広い範囲。もちろん、どこまで届くかいうがはちょっとまだやってみんと分からんとこありますけれども、いけるんじゃないかと。そういうふうに思っていますので、ぜひ計画していってください。

また、県の方はですね、県の方は県にやってもらうのが当然だと思いますので、ぜひそういった意見もどん どん、要望も出していっていただきたいと思います。

また逆にですね、うちの施設、町の施設を先にやればですね、そっちの県の方へそういった。どういいますかね、早くやってくれいうて促す。そういった一つの材料にもなる。うちもやったんだから後は県がやってほしいと、そういった促進にもつながるかもしれませんので、そういった方向性でぜひ今からも取り組んでいっていただきたい。なるべく早いうちにね。

もし予算が、いろいろ調べてくれてるとは思いますけれども、できるものがあれば。あんまり予算が掛かる もんじゃないですので、優先順位を上げてぜひやっていただきたいと思います。

多分同じですので、次にまたいきたいと思います。

次の質問ですが、次の質問は、避難タワーの活用はできないかという質問を挙げております。

これは住民の声の中で、結構住民はどういうふうにはあこの避難タワーを扱っているのか分からんということがあって、まあいろんな声があります。日ごろもっと活用してですね、避難タワーになじんだ方がいいんじゃないかと。いざというときに、そこが身近に感じられるように。そういった声とかですね。

ここに書いてるようにですね、高い建物。値段も高いですけど背も高い建物ですので、放っとくのはもったいない。何か有効活用はないかと、そういった声なんかが挙がってきます。

それと、いろいろよそから来た人なんかもですね、町外の人ですね。が来て、一遍上がってみたいんだけど、 上がっていいのかどうか分からないのでちょっと上がれなかったとかいうのはあります。もう災害起きたとき は、町内の人とかその地区の方とか関係なく、どこにおるか分からないので、やっぱ自由に上がっていかなか んと思いますので、そのへんをどうなのかいうのを聞きたかったんですけれども。

今回ですね、いつものようにすごくタイミングよく、提出議案の中に避難タワーについての条例の制定が出

されております。住民の方々に知らせるためにも、条例読むぐらいじゃなしにちょっと分かりやすく、どういった内容が知らせていただきたいと思いますけど、どうでしょうかね。

### 議長(山﨑正男君)

情報防災課長。

## 情報防災課長 (德廣誠司君)

それでは小松議員のカッコ 2、避難タワーの有効活用はできないかというご質問にお答えしたいと思います。 津波避難タワーの使用管理等につきましては、本議会において条例制定に向けて議案提案、ご審議をいただいてるところでございます。この条例により、使用について、また、町としてのタワーの使用管理の基本的な考えをお示しすることとなっております。

今後は、町内に設置された6基のタワーを使用する対象となる地区と、使用や管理に関する運用について、 地区の実情に即した形の協定を締結するよう、話し合いを進めていきたいというふうに考えております。

平時の有効利用につきましては、国や県の補助事業を活用しておりますので、目的外の利用については使用の制限もかかることとなります。使用方法によっては、周辺の住民の方のご迷惑となるケースも考えられることから、その使用には関しては課題もあるところでございます。

ただ、防災という観点からは、各種の催し物等、津波避難タワーの有効な平時の使用について、地区の皆さんと協議の上、検討をしていきたいと考えております。

なお、先ほど小松議員が言った、先ほども言いました黒潮町津波避難タワー設置及び管理に関する条例におきましても、第4条の中で、タワーは津波発生時における地域住民の避難施設及び平常時における地域住民の防災訓練、その他、防災関連の各種行事ごとに使用する場合は、許可なく使用することができるものとする。ただし、早咲地区津波避難タワーを、平常時における地域住民の防災訓練、その他、防災関連の各種行事に使用する場合は、あらかじめ町長の許可を受けるものとするとしております。

少し、早咲地区に関しては、タワーの使用について門扉等を設けるとしていることから、今回この条例の中で明記をさせてもらっていますけども、その他の施設に関しては現状でいくと、使用するに関しては、先ほど申した目的であれば自由にできるということになっておりますので、申し添えます。

以上でございます。

## 議長 (山﨑正男君)

小松君。

### 13番(小松孝年君)

今の答弁でですね、国、県の補助事業ですので、目的外使用については結構制限があるという話がありましたけれども。

これもまた地区と話し合って、その地区の方々がその目的に即した利用方法があれば、できるということで すよね。

それと、その条例の中で、今ちょっと一部、その4条のところ触れていただきましたけれども。早咲を除く あと5基については、防災訓練においては、言うたら許可なく使用することができるということは、防災の訓練をしてるということであれば自由に上がれるというふうにとらえてもよろしいですかね。簡単に言うと。

### 議長(山﨑正男君)

情報防災課長。

### 情報防災課長 (德廣誠司君)

そういったとらえ方で構わないと思います。

言ってるように、平時の利用としてやはり地域の方に親しんでもらうことで、実際に事が起きたときに防災の動きにつながるといったことになると思いますので、そういった形の使用で構わないと思います。

以上でございいます。

### 議長 (山﨑正男君)

小松君。

## 13番 (小松孝年君)

ありがとうございました。

まあ自由に使えるような形にはなってると思いますけれども、まあこれ、これ聞いている人なんかは、また 一回試しに上がってみたりすることがあるかもしれません。

ただ、そうなると、かなり使用者がもし増えてくるとですね、ふざけてね、あこら辺で遊んだりして事故が起きたときですよね。そういったときなんかにやっぱりもう自己責任でやってもらわんと、ちょっとね、町は責任取れません。構造上の問題があれば別ですけれども、そのへんはしっかり造ってると思いますんで、そういったところはぜひ今後も気に掛けておいてください。

それで、これでまあ良かったと思います。今からまた、日ごろこのような、あこを防災訓練という位置付け で、高齢の方や若い方でも、あこへ上がって足腰の訓練になったり、そういった健康面でもいろいろ活用でき るんじゃないかと思います。

ねえ、健康福祉課長。そういったところにもね、いろいろやっていただければいいんじゃないかと思います。 この避難タワーですよね、うちの避難タワー6 基あるわけですけれども、佐賀の避難タワーは結構、日本一 高いというふうにいわれてます。

実際、その佐賀の避難タワーは日本一でしょうか。分かります、それ。

# 議長(山﨑正男君)

情報防災課長。

# 情報防災課長 (德廣誠司君)

再質問にお答え致します。

日本一かと限定をされると、まだどの基準が日本一かということも分かりませんし、全国を自分たちが調べてるわけでもないので明言はできませんけども、日本最大規格の津波防災や避難タワーということには間違いないと思っております。

それから、先ほど言いましたように使用に関しては、やはり防災という形の使用ということは出てきますけども、今、避難タワーが建ってから後、非常にそういった大規模な避難タワーということで視察等の要望が多くあります。そういった方の受け入れも今現在しているところで、そういった避難タワーの視察をしていく。それに関しても一定地域の皆さまのご理解をいただきながら進めていかなくてはならないところですけども、そうしたところである一定のルールづくりをしながら、そういった方にまたそういった施設を見学してもらう。それとつなげて、何らかの形で町の発展等に寄与できるようなところで、取って帰っていただくとか、そういったところにつなげていければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

### 議長(山﨑正男君)

小松君。

### 13番(小松孝年君)

なかなか素晴らしい、急に振っても答弁していただいて、ありがとうございます。

日本一かどうかいうがは調べてみんと分からんということですけど、高さ的に言えば日本一じゃないかとは、自分もいろいろ調べてみると思っております。

日本一というのがあればですね、さっき視察の受け入れというのもありましたけれども。これは産業推進室 長、観光のPRというか、そういった一つの目玉商品になるんじゃないかと思いますけど、どうでしょうかね。 そのへん、また黒潮町の観光でPRしてはいかがでしょうか。

## 議長 (山﨑正男君)

産業推進室長。

## 産業推進室長 (門田政史君)

それでは小松議員の再質問にお答えを致します。

避難タワーを観光資源として活用すべきではないかというご質問でございますけれども。砂浜美術館で防災に関する観光メニューを開発を致しまして、防災プログラムとしてスポーツ大会や合宿、修学旅行などの際に防災学習や避難訓練を実施しておるところでございます。

佐賀地区の津波避難タワーにつきましても、この防災プログラムの有望な題材であると考えておりますけれども、先ほど情報防災課長が申し上げましたような課題もございますので、その課題を整理しながら検討してまいりたいと、そのように思います。

以上でございます。

### 議長(山﨑正男君)

小松君。

### 13番 (小松孝年君)

何か、嫌々手を挙げよったみたいですけど。まあ、すいません。

それでは、この1問目についてはこれで終わって、次の方に移らさせていただきたいと思います。

次の2番目は、スポーツツーリズムについてということで3点ほど挙げさせてもらっております。

まず、1点目の所はですね、午前中に浅野議員がいろいろ質問もしていただきまして、そこで室長の方から答弁いただきました。ですので、恐らくそこのへんの答弁は同じになると思いますので、重複しますので、その答弁はもう結構ですので、2回目の質問あたりから入っていきたいと思いますけれども。

一応、内容がですね、合宿誘致、また大会誘致において、この6年間ぐらいの間に宿泊人数が約25倍近くに増加し、大きな成果が上がってきたということで。しかし、現在の黒潮町内の宿泊施設では受け入れの限界は大幅に超えておりまして、一般観光客や合宿、大会の関係者の宿泊にも影響を来してるのが現状であります。

町内の宿泊施設の多くは、本来、合宿等に対応できる施設になっておらず、施設整備や、公設民営および町営の宿泊施設整備等の今後の対策が必要ではないかということで。

最後の方はちょっと、また浅野議員とちょっと違うとこがあると思いますけれども。

午前中の答弁の中で、年間通じて、その合宿シーズンは結構ピークに達してですね、足らないときがあるけど、それ以外のとき閑散期があると、そういうふうに言われておりましたけれども。

そういった合宿シーズン以外、閑散期のときにですね、今後どういった対策で次を埋めていくかといった質問をしたいと思いますけど。

聞きよった。お願いします。

### 議長(山﨑正男君)

産業推進室長。

産業推進室長 (門田政史君)

それでは、小松議員のご質問の中で閑散期対策ということでございますので、そこにお答えをしたいと思います。

昨年度の中学校、高校の長期の休みの期間以外の誘致の取り組みと致しまして、今年3月に、シニア、シルバー世代の誘致としまして、パークゴルフのモニターツアーを実施を致しました。北海道から13人の参加者を得ておりまして、この13人はあまり多い数字ではございませんけれども、北海道からも来ていただいております。そして、今後、この広がりに期待をしたいところでございます。

それと、一般チームの誘致では、サッカーの JFL チームにお越しいただきまして、1月30日から2月13日までの間、14泊15日の日程で31人、407人泊の合宿の実績を挙げております。

また、大学チームの誘致では、サッカー部、陸上部、野球部に合宿を行っていただき、2月13日から2月の28日の間に、総勢186人、町内で990人泊の実績となっております。

これまでのつながりを大事に致しまして、そこから広がりを持たせる誘致活動をこれまでも行ってまいりましたけれども、今年度におきましても引き続き、この閑散期対策にも力を入れてまいりたいと思ってるところでございます。

以上でございます。

## 議長 (山﨑正男君)

小松君。

### 13番 (小松孝年君)

そういった閑散期にはですね、学生スポーツはなかなかね、難しいのは分かります。

今言ったような、高齢者のやってるスポーツ等は結構いろいろあります。グラウンドゴルフとかパークゴルフだけじゃなくて、当然ソフトボールや、それから結構軟式野球なんかもですね、そういった全国大会開きたいとか、そういうふうに言ってます。それは、その閑散期に持っていくことも可能だと、そういうふうに伺っています。また、リトルリーグなんかのですね。割と、うちらの田舎ではあまりなじみないんですけれども、そういった大会の企画もいろいろ考えていけるんじゃないかと、そういうふうに思っております。

そういった場合ですね、やはり当然、今の状況では駄目なわけで、閑散期に埋める活動というか、そういうのをやっていかないかんわけですけれども。そういうスポーツ関係の合宿誘致となるとですね、やはりちょっと、普通の観光客とはやっぱり違うとこがあります。

どういったところかというと、やっぱり団体で来ますので、それと、一日滞在じゃないですね。長期滞在ということもあって、どうしてもスポーツですので洗濯をせないかんとか、それからお風呂もいっぱい要ったり、いろんなそういった施設整備というか、合宿用の整備が必要であると、そういうふうに私思ってます。

昨年度、洗濯機の購入の補助がありました。国の補助だと聞いておりますけれども、あれは去年だけで終わっております。それだけでも、かなりこの合宿誘致には影響があるんじゃないかと思っています。だいぶ助かったところがあります。それでもですね、どうしてもまだまだ不足はしております。今後、そういった補助事業なんかがあれば、ぜひ取り入れてやっていただきたいと思います。

ほんで、そういった民間のですね。、まあ、公共の施設が建てれないのならば民間の施設の充実を図っていかなあ、そういう受け入がもう限界に来てると。なおのこと、またその閑散期も埋めていくと、なおのこと足らなくなってきますよね。今の状況をさらなる、もっと。今も割と、まだ大きいといっても、件数上がったといっても、まだ全体的に言うたら規模は小さいと思います。まだまだ可能性はいっぱいあるので、それを実現するためにですね。

すぐ施設ができないのであればですね、そういった民間の旅館やホテル、そういった事業者に補助。例えば、

トイレとかお風呂の改造とか。もしくは、また昨年やりました洗濯機の補助とか。そういった団体競技合宿に 必要な補助を、またこれから見つけ出していってほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

### 議長(山﨑正男君)

産業推進室長。

## 産業推進室長 (門田政史君)

それでは小松議員の再質問にお答えを致します。

宿泊施設の施設整備ということでございますけれども、先ほどご紹介いただきましたように、昨年度、国の 地方創生加速化交付金を活用致しまして、宿泊施設の洗濯乾燥設備等の整備費用に対する補助を行ったところ でございます。この事業の実施で、宿泊者の利便性が向上したものと考えておるところでございます。

今後につきましても、有効な補助事業等ございましたら、随時ご案内はしてまいりたいと思っております。 なお、今年度のトイレ改修工事につきまして、一つの宿泊施設が国の補助金を受けて今年度実施する計画で あるといった情報を得ておりますので、ここでご紹介をしたいと思っております。

それとまた、もう一点、皆さま方にご理解をいただいて、今年度から、一定の融資に対しまして事業者が負担する信用保証料と全額補給、および利子補給をするための予算を用意しておりますので、補助事業がない場合であってもこれが活用できれば、こちらも活用していただければと思っておるところでございます。

以上でございます。

### 議長(山﨑正男君)

小松君。

## 13番(小松孝年君)

ぜひですね、またそういった方向へ進めていっていただきたいと思います。

ほんと、将来的にはいろいろ今から計画してですね、町営とか公設民営型のそういった施設も造っていただければ、これは決してね、そのホテルとかそういった旅館の人たちと話してやっていただいて結構だと。できたら、そういう施設を管理を、まあ言うたらそのホテルなんかにやっていただいて、そういった集客規模を増やしていけたらというふうに思いますので。まあ、これは今すぐやれとは言いませんが、そういう計画もしていったらいいんじゃないかと、そういうふうに思ってます。

先進地がありますけどね、そういうとこは大抵、そういう公設型の宿泊所、合宿専用の宿泊所を構えております。そうやってちゃんと受け入れ態勢を取って、そういった方向を進めていっておりますので、そのへんもやっぱり頭に入れておいてほしいと思います。そういったのができればですね、また地域の、若干ではありますけど雇用にもつながってくると思います。そこらへんも今すぐやれとは言いませんが、徐々に今後、計画のうちに入れていって、チャンスがあればそこに乗っていってくれたらいいんじゃないかと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、時間もないですので次に移りたいと思います。

次のカッコ2ですね、雨天対策の施設整備。雨天練習場は、どうしてもやっぱり必要です。これはもうなってきたじゃなくて、最初から必要だと言っております。

これもですね、私、議員になってから、今から9年か10年ぐらい前からずっと言っております。

そのときに、屋内雨天練習場がですね。質問したときに、どうしても必要だと言ったときにですね、誘致をする上ですごい大きなウエートを、その当時占めておりました。そういった大きなウエートを占めているのなら、今後検討していくというふうな答弁もいただいておりましたけれども。ずっと検討してるのか分かりませんけど、いまだかつてそういう声が挙がってきておりませんでした。

この議会の初日、一般質問初日に、矢野議員の方から、黒潮町はすぐやる課があると。もう、言うたらすぐ やってくれる。すごいうれしいことだと言っておりましたけれども。自分の質問で、この雨天練習場について は、すぐやるかあ、になってますね。そんなもんすぐやるか、になって。そういった感じでとらえて、まあ冗 談ですけど、おります。

その当時ですね、検討すると言ってくれましたけど、検討するというのはやらないというふうに、まあ議員の仲間ではそういったこともはやっておりました。最近の課長はすごい誠実にいろいろやってくれますので、検討すると言ったらしっかり検討してくれておりますので、そのへんよろしくお願いしたいと思いますが。

ちゃんと本題に戻って、そういった雨天練習場についても検討してはどうかということですが。

よろしくお願いします。

### 議長 (山﨑正男君)

産業推進室長。

# 産業推進室長 (門田政史君)

それでは通告書に基づきまして、小松議員の2番、スポーツツーリズムについて、カッコ2、雨天対策の施設整備、雨天練習場はどうしても必要になってきた。検討してはどうかのご質問にお答えを致します。

スポーツ大会や合宿誘致の昨年度の実績は、サッカーが 6,238 人泊、また、小松議員にご尽力をいただいて おります野球が 2,077 人泊、その他、バレーボールや陸上など、全体では 8,541 人泊となり、一昨年度の 5,119 人泊から 3,422 人泊の増加となっているところでございます。

さて、ご質問の雨天練習場の整備についてでございますが、サッカーはよほどの雨や雷による危険がなければ、屋外練習が可能でございます。

申し上げるまでもございませんが、野球は天候に左右される競技でございますので、雨天時にボールを使用 した練習をする場合には屋内練習場が必要でございます。

野球に限ったことではございませんが、スポーツ合宿の誘致を行う場合には、施設を充実させるなど、多くの選択肢があれば有利になることは間違いのないところでございます。

しかしながら、昨年度、皆さま方にお認めをいただいた予算で大方球場の改修工事を行ったところでございますし、また、新たな施設建設となりますと、多額の費用と用地の課題もございます。

従いまして、現時点におきましては、体育館で代替の使用ができないかなど、既存施設の活用方法も含めて 引き続き検討をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

## 議長(山﨑正男君)

小松君。

# 13番(小松孝年君)

まあ、必要性は十分分かっていただいているということで受け取りました。

費用は掛かるということで、なかなか。それは当然、費用が掛かるとできない。大きな町ではないですので ね、そんな無駄遣いもできない。無駄遣いじゃないがですけど、そういくらでもお金出せるというわけじゃな いのはよく分かっております。

先日、ちょっと韓国の方の高校とか大学、そういったチームを呼んで、高知県内で何カ所かキャンプを張ってですね、これは1月ですよ、1月。その、今言いよった閑散期。そういったときにキャンプ張ってですね。で、なおのこと、その韓国のチーム同士が交流戦をやると。もうそういった企画を立てる会社と、それから元プロ野球の選手が、うちの球場にも下見に来ておりました。まあ、全部のいろんな球場を回っておりますけれ

ども。

そのときにですね、その韓国の元プロ野球選手がうちの球場を見てですね。ちょっと韓国語でしゃべっていたのでよく分かりませんでしたけど、何とかプロ、何とか何とかニーダとか。自分なりにとらえたのは、この球場はプロでも使えるいい球場と、そういうふうに勝手に解釈したわけですけれども。実際にはですね、実際は通訳から言うと、ほんと素晴らしい球場で、十分ここやったらできます。ただ、雨天のときの練習場はありませんかというたときに、体育館ですというふうに言ったときに、ああ、ぜひそれはやっぱり、小さくてもいいですので欲しいという話がありました。当然、通訳を通じてですけどね。

さっき、室長の答弁の中で、やっぱり費用が掛かるとなかなかできんということを受け止めましたけども、いろんなその補助事業というか助成事業があります。そういったとこで、以前から何回も自分出してますけど、totoくじの助成金なんかは使えないのかと、そういうふうに思っておりますが。そういったもんを利用してできないかと思っておりますが。

また、今、新しく建てれっていうがやなくて、ちょっとこの前から検討してるのは、あまり使ってない体育館というかですね。結構今、体育館なんかもいっぱいあります。できたらその体育館なんかにですね、教育長、人工芝を敷いてネットを張りゃあ、それで雨天練習場になる。いろいろ調べてみたところですね、そのまま今の板の上に張っても、十分それとして使えるそうです。人工芝張れば。

もしくは、最近ちょっと仕入れた情報ですけれども、1 メーター掛ける 3 メーターぐらいの、その人工芝のパネルを敷き詰めて使ってるとこもあるらしいです。以前、綾町という所でそういうのも見たこともありますけれども。そういったのであれば、そんなに多額な費用も掛からないと思います。

そういったことで、そういった助成金を利用してやったらどうかと思いますが。

そういった助成金は使いませんかね。

# 議長(山﨑正男君)

総務課長。

# 総務課長 (宮川茂俊君)

小松議員の再質問にお答えします。

議員がご指摘されます、toto、BIG などのスポーツ振興くじのことだと思います。

このくじは、子どもからお年寄りまで、誰もがスポーツに親しめる環境整備や国際競技力向上のための環境 整備など、新たなスポーツ振興策を実現するため、その手段として導入されたもので、議員がご指摘されます とおり、このスポーツ振興くじによる助成を活用することも考えられます。

この助成金につきましては、スポーツ振興くじ助成交付要綱に基づき交付されるもので、地域のスポーツ施設整備助成が代表となるものです。

助成の対象者は、地方公共団体または営利スポーツ団体とするものです。

確認のため、電話で問い合わせをしました結果、明確なお答えではありませんでしたが、地域における身近なスポーツ施設の本体整備にかかわる助成となるため、例えば、野球やサッカーなどの屋外競技の雨天練習の屋内練習場の設備は、助成の対象としては厳しいのではないかというご返事を担当者からいただきました。

このため、直接的な雨天練習場の整備は、この補助金を活用しては現時点では難しいものと判断しております。

以上でございます。

### 議長(山﨑正男君)

小松君。

## 13番(小松孝年君)

今、総務課長の方から答弁いただきました toto くじについて、toto くじの助成金。

ほんと、今まで何回か出してきてましたけども、しっかり調べてくれたのが宮川課長が初めてで、まあ、これからまたそのくじも利用してできるんじゃないかと。後でもまた出してきますんで、その質問の中で。再度出たらいいと思いますが。いいタイミングで答えてくれました。まるで打ち合わせしたように。

実際、雨天練習場については、ほんと必要なアイテムの一つです。今来てる部分は、まだ何とかそれでこらえてもらってる思いますけれども、将来見たときですね。あと5年後とか10年後見たときに、今来てるチームが来なくなったとき、やっぱりそういった条件を求めて来ますので、そのために今から。それと、そういう何かいい方法を考えていってないと、なかなかいざとなったときに追い付きませんので。そういった、先を見てぜひやってほしいと思います。

それでは、次の3番目です。お待たせしました、総務課長。

唯一、町の施設である大方球場について、今後の施設整備や利用料金について問うということで、3 問目に 質問しております。

利用料金については決して上げれということじゃないですので、そのへんを理解して答弁お願いします。

## 議長 (山﨑正男君)

総務課長。

### 総務課長 (宮川茂俊君)

小松議員の一般質問の 2、スポーツツーリズムについての 3 番目のご質問、大方球場の今後の整備や利用料金について、通告書に基づきお答えします。

議員ご質問の大方球場の施設整備につきましては、昨年度、整備事業におきまして、大方球場整備工事 3,024 万円、および、屋根付きプルペン建設工事として 2,376 万円の工事を行い、合わせまして、防球フェンスやバッティングゲージ、乗用ロータリーモアなどの備品の購入も行うことで、大方球場の設備の充実を図ってきたところであります。

平成28年度実施しました、総額約6,000万円程度の大方球場の整備事業および備品の購入につきましては、中期的な計画として5年間程度の整備期間をかけて行う予定としていたものを、昨年度、前倒を行い一括して整備したもので、当面の課題が解決されたものと考えております。

このため、現時点では大規模な改修工事などは困難であり、改修の予定や計画もありませんが、利用者の安全性の確保や故障などによる修繕は行い、施設を適切な状態に保つよう努めなければならないと考えております。

また、利用料につきましては、昨年度実施しました大方球場整備工事や備品の購入などにより設備が充実したこと、および、それに伴う維持管理費の増額も見込まれておりますため、利用料のアップもお願いしたいところではありますが、利用料金につきましては、黒潮町大方球場条例で定めておりますとおり、住民の体位の向上、福利増進に寄与することを目的とした施設であるため従前の利用料に据え置いたままとしており、さらなる大方球場の利用の増加を期待しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上ございます。

### 議長 (山﨑正男君)

小松君。

#### 13番(小松孝年君)

大方球場の施設整備については、昨年、大規模な施設整備を行って、6,000 万を超す費用を掛けていただき

ました。町費で。

ほんとこれはね、こういった思い切ったことをやってくれたことはこの幡多6市町村にはすごい影響があって、結構、今からやっていこうとする幡多6市町村で協力していく上で皆さんの活気がついたんじゃないかと思ってますので、それはそれですごい意味があったことやないかと思います。

また、整備もかなり必要な所、進めていただきまして、ほんと喜んでおります。

ただ、5 年間の計画を前倒しで一括でやったと言いますけれども、自分から言わせればですね、もっと早うからそれやろうとしていたので、ちゃんと計画立ててやれば、慌ててそうやって一遍に出さなかってもよかったわけですよね。いざとなって慌てて出すからこういうことになってしまう。

ですから、やっぱり行政の在り方として今、ただ、単なる要望で言ってるんじゃないですよ、これは。そういう在り方としてですね、そういったちゃんと計画を立てて、いつでもそういうチャンスが来たときにすっと入っていけるような、そういった計画を立てるようにしていただきたいので、わざわざここへ質問出してるわけです。

ですからね、一括で前倒しと言いますけど、自分から言うたら、今、付けを一遍に払うた。今からまた新たにいかないかんと、そういう考えでおってほしいということですが。まあ、無理も言えませんけど。

あとは、修繕工事等でいろいろやっていただかなければならないので、そのへんは自分も理解しておりますので、心配せんでも無理なこと言いません。

修繕工事については、まだ多々あります。ほんと球場に関しても、バックネットがいっぱい穴が開いてですね、後ろにボールが飛んで、お客さんやらいろんな人に当たる可能性があって危ないということもありますし、競技場、なかなか穴が開くと駄目だと、そういった部分もありますので、そのへんを修繕でしてほしいですし。

それから補助グラウンド、まだ一回も手を着けておりませんが、そこの水はけもすごい悪くなっております。 もともとの構造がですね、暗渠(あんきょ)、周りにネットパイプを敷き詰めて排水できるようにしておりました。ネットを敷いてですね。それも長年の間に草等で目詰まりして、水はけがしなくなっております。ちょこちょこ自分が穴掘ったりして、ちょっとでもはけるようにしてますけれども、どうしてもその辺草が生えたりして。やっぱり、あこで競技してる、試合してたり、ナイターなんかもやってますけど、草が生えたりすると段が見えませんのでね、やっぱりけがをしたりする可能性があります。そこの水はけ。グラウンドいうのは水はけが悪いとすぐ駄目になりますので、そこらへんも。新設工事じゃないです。これはもう修繕ですよね。そういった感じでとらえていただきたいと思います。

それからまた、照明。照明も何年か前に補助グラウンドの方に付けていただきましたけれども、それももうだいぶ古くなっています。古くなってますというか、最初からちょっと照明の数が足らずにちょっと暗いという苦情はあります。そこらへんもできるんじゃないかと。修繕という形でやっていただきたいという要望がありますので、そのへんも考えておいてください。

これなんかは、さっき言うた toto くじなんか使えると思いますので。

どうですかね、総務課長。

### 議長(山﨑正男君)

総務課長。

### 総務課長(宮川茂俊君)

toto につきましてご質問がありましたので、お答えします。

先ほどもお答えさせていただきましたとおり、電話で問い合わせを数回行いました。

その際に、本来の toto スポーツ振興くじの活用について基本的なところをお伺いしましたところ、基本的に、

競技を行うグラウンドに対してのみという回答をいただいております。競技を行うグラウンドの、例えば芝生 化事業であったり、防球フェンスや夜間照明が対象となるもので、例えば、施設全体の整備に対して助成を行 うものではないとの回答がありました。

従いまして、補助グラウンド等についてはなかなか厳しいのではないかというふうに現時点では考えております。

以上でございます。

### 議長(山﨑正男君)

小松君。

## 13番(小松孝年君)

いや、それは違う。それは違うね。

やっぱ、補助グラウンドは競技場ですのでね。一応競技もやってますので。

いろいろ事例、自分も調べてきましたけど、いろんなことやってますよ。

全国のがを全部言うたらもう分かりませんので、この近辺で最近やってるのが、結構、宿毛とか清水、四万十市も使っております。四万十市で、28年、去年ですね。去年は宿毛市で陸上競技用のフィニッシュタイマーとか、清水が多目的広場のピッチングマシーン。あんなもんまで購入してます、これで。

それから、今年はまた清水がですね、浦尻公園の運動公園広場のとこに夜間照明、あるんですけど LED 化にすると。そういったものも 980 万ぐらい入れてます。

それから、今年、四万十市がスケートボード場整備事業ということで1,442万。

そういった感じで、toto、結構いろんなものに使えます。これは申請してみないと分からないのでね。今ちょっと勘違いされたのは、多分球場の方の、そういうスタンドとか、そういったことをちょっと言ったんだと思いますけど、そっちはちょっと使えるかどうかというがも分かりませんが。

そういった感じでですね、そういう toto も今から活用してぜひやってほしいと、そういうふうに思っておりますので。総務課長はそうやって調べてやってくれてますので、きっとできると信じております。そういうことで。

そうそう、忘れました。さっきの料金のことですよね。料金は決して上げないということです。

ほんと、大方球場は割とほかの球場に比べて安いというか。まあ、今までが今まででしたので。で、芝生も 敷いて結構きれいに見えだしたので上げてはどうかいう声もありますけれども、やっぱり今のままで置いてほ しいと。

なおかつですね、大方球場条例がありますけれども、そこにですね。そこまでうたわんでも構わないかもしれませんけれども。例えば、そういった合宿誘致のために町内に宿泊してくれたチームには球場使用料は半額にしますとか、そういうがを入れていただけないかなと思いますけど。

そのへんはどうでしょうか。

## 議長(山﨑正男君)

総務課長。

# 総務課長 (宮川茂俊君)

再質問にお答えします。

大方球場の利用料につきましては、先ほども答弁させていただきましたとおり維持管理料の増加などがありますが、現在のところ従前のままの使用料として据え置くこととしております。

また、幡多地域の他の球場と比較しましても、大方球場の利用料は大変安価の利用料の設定となっておりま

す。

さらに、住民の皆さまの利用料等のバランスを考慮する必要があると考えておりますので、現在のところ、 例えばスポーツツーリズム対象者のみへの利用料の減額については考えておりませんので、ご理解を賜りたい と思います。

以上でございます。

## 議長 (山﨑正男君)

小松君。

### 13番 (小松孝年君)

そういった合宿誘致対策でですね、もし。

条例の中には、町長において必要が認めるときには減免することができるというのがありますので、そこを うまく使うてですね、室長、ねえ。そういったがもまた誘致の中にうたい込んだらええんじゃないかと思いま すので、ぜひこれから検討していただきたいと思います。

それではもう時間もなくなりましたので、もう最後の詰めにいきたいと思いますけれども。

ここで、スポーツツーリズムについて何が言いたかったのかということになります。スポーツツーリズムという言葉はね、ずっと前からあったものじゃありません。最近、使われだした言葉です。まあこの4、5年、よく使われるようになりましたけども。実際、最初に出てきたのが10年か11年ぐらい前やなかったかと思います。それまでは、合宿誘致とかスポーツ観光とか言っておりましたけれども。

スポーツツーリズムという意味ですよね。今、我々使ってる。実際、なかなか分からない人もおるかもしれませんが。

町長、スポーツツーリズムとはどういうことか分かりますかね。どういう意味か。

# 議長(山﨑正男君)

町長。

# 町長 (大西勝也君)

小松議員の再質問にお答えさせていただきます。

ツーリズムでございますので、単純に、うちに来ていただいてスポーツをしましたということではなくて、さまざまな波及。それは、お越しいただいた方の、例えば一般観光への結び付きでありますとか、あるいは町の特産品をお召し上がりいただくとか、全部をひっくるめた包括的なものがツーリズムでございまして、それとスポーツが合わさってるもの、こういったことです。

自分たちも、まさにその思いでやっておりまして。

# 議長 (山﨑正男君)

小松君。

### 13番(小松孝年君)

さすが町長、すぐ振ってもすぐ答えてくれますので。

スポーツツーリズムはですね、さっき言ったように観光資源とスポーツ観光を合わせて、地域産業の振興に 図るということです。これは。

それで次に、スポーツツーリズムにおける将来的いうか、今やってるスポーツツーリズム、どういった方向性、また有効性があるかということをこの中では聞きたかったわけですけれども。そのために、こういう質問もしてきました。

急に言うてもね、なかなかあれかもしれませんけど、ちょっと持論を言わせてもらいますとですね。

まず、まちづくりの基本は人というふうにいつも自分言っていますが、これは人材育成やら人材活用。そういったことは当然のことですけれども、人の流れをつくることによって、そこには人が集まって、人が集まる所には産業が発展して、産業が発展することによって、そこに雇用が生まれる。その雇用が拡大される結果、人口増につながってくる。そういったことがあると思いますけれども。

人口増という言葉が出ると、やっぱり、まち・ひと・しごと創生事業総合戦略の中に入っています。ここで 参事の出番じゃないかと思いますけれども。

今、黒潮町がやってるこのスポーツツーリズムについてどういった、将来的に有効性があるかということについて何か思い付くとこあれば答えていただきたいと思います。

### 議長 (山﨑正男君)

参事。

# 町参事(北岸英敏君)

小松議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、町長からも少し触れていただきましたけども、スポーツツーリズムを町として振興すると。町の振興施策としてスポーツツーリズムを位置付けるというふうなことになりますと、町の皆さんから集めた税金を使って振興施策を打っていくということになりますので、それはもちろん効果を町民の皆さんに還元していかなきゃいけないだろうと、そういうふうに思っているわけです。

その中で、スポーツと一口で言いましても、さまざまな効果があると思っています。

一つは、今回、補正予算の方でも挙げさせていただいてますけれども、子どもたちの施設利用に係る助成金 ということで計上させていただいてますけれども、そういった子どもたちの体づくりだとか、あるいは競技力 の向上だとか。ファイティングドッグスなど来ていただいた際にも教育的指導みたいなことをしていただいて ますけども、そういった教育的な側面が一つあると思います。

それから、また産業推進室長の方からも紹介ありましたけども、シニア世代、シルバー世代のスポーツ振興。 そういった方々が黒潮町内に来ていただいて、町内の高齢者の方々と競技をしてもらうということで、交流していただくことで生きがいづくりだとか、あるいはその体力づくり、健康づくりに資する面はあると思いますので、そういった福祉の面もあると思います。

それから、町長から説明していただきましたけれども、経済的効果。町内に訪れた方々が、幾ら町内でお金を使っていただいて、それが経済的にどう波及していくか。例えば、食事をするにしても、町内で育てられた一次産業の産品を使っていただいて、そのお弁当を購入していただくということで、町内の一次産業の生産者の方にもお金が回っていきますし。

あるいは、体験型観光ですね。ホエールウォッチングもそうですし、カツオたたき体験も、していただくだけで地域の方にお金が巡っていくようなことになると思います。

そういう面で、スポーツを一つのきっかけとして町の振興を図るという意味では、スポーツ観光客、順々に 年を追うごとに伸びてきてますんで、可能性は今後非常に、潜在能力は秘めているものがあると思います。

それは、議員も発言ありましたけれども、人が仕事を呼び、仕事が人を呼ぶという、まち・ひと・しごと創生の基本理念でもありますけれども。外から来た方々にお金を使っていただいて、それが中の仕事になると。で、雇用につながっていけば、また新たなその雇用されたい人、あるいは仕事を探している人が入ってきてくれれば、仕事、また人に結び付いていくのかなというふうに、そういうふうに思うわけです。

ただ、先ほど宿泊施設だとか、あるいは大方球場という面で、いろいろ施設整備という発言がございましたけれどもですね。冒頭申し上げたとおり、町の皆さんから集めた税金を使ってそういったものを整備していく

ということになると、まずは町の中にある施設。例えば、団体観光客の受け入れという面では集落活動センターの方で今、受け入れの方を促進している部分があって、そちらの方では地域の活性化という面でかなり普及 や促進に力を入れていかなければいけないかなと思う面があるわけです。

そういった場合に、じゃあ町が宿泊施設を構えますというと、民間企業だけでなく、そういった地域で頑張 ろうとしている部分にもマイナスの影響があるのかなと思うわけでして。なかなか、じゃあ町が民間企業のよ うに宿泊施設を構えるということには、ちょっと慎重な判断をせざるを得ないかなと思います。

議員もおっしゃってましたけれども、将来的に観光客がじゃあどんどん増加してくれば、今ある町内の宿泊施設でどうしても受け入れ切れないと。通年を投じてキャパシティーがオーバーしちゃっているということになりましたらですね。そういったときに、もし民間の体力がまだ残っていれば民間の皆さんにお願いするところですけれども、もうないと。町が構えてでも受け入れた方が経済的な効果が非常に高いというような判断があるのであれば、将来的に全く施設を構えないということはないと思うんですけども。現時点において、まだ通年満室状態にあるわけではないので、なかなかそういう施設整備にじゃあお金を出すかというところにはいかないかなと。

また、先ほど、韓国の学生の方々に、その町内で野球の合宿をしてもらうためには雨天競技場が必要だというような発言ございましたけれども。

これもですね、じゃあその韓国の学生の方々が町内の野球グラウンドを利用してくれたら、町内の皆さんに どういう効果があるか。単純にスポーツをしてもらうだけでは町内の方々からすれば、まあ悪く言ってしまう と人ごと。あるいは、やってきて、スポーツして、元気だねと。そういう何か雰囲気的な効果しかないのかな と、非常に思うわけです。

去年、津波サミットがあった際にも、町民の方からのアンケートで一例紹介されていましたけれども、町民 にとっては人ごとになってしまってはいけないと、そういうふうに感じているわけです。

そういう点から言いますと、やはり必要性、効率性、緊急性と、財政的な判断基準を設けて判断していくということになると思うんですけども、今のところ議員は必要性は非常に高いということで説明していただきましたけども。じゃあ、効率性という観点で言えば、既存の体育館施設を利用を促進するだとかですね。あるいは、緊急性という面では、長期的、5年、10年ということで計画を立ててやってほしいということでございましたけれども、そういった部分、利用料に上乗せをして積み立てていくだとか、そういった取り組みをもって施設を整備するということを中長期的に考えていくという方法でなければ、直ちにそういう整備をしますという判断にはなかなか至らないのかなと思います。

ただ、重ねて言いますけども、非常に可能性は高い、潜在入力を秘めた産業でございますので、町としても 将来、町に資するような産業に育っていきたいと考えていることは間違いないので、引き続き取り組みは強化 してまいりたいと、そういうふうに思うわけです。

以上です。

## 議長(山﨑正男君)

小松君。

### 13番(小松孝年君)

なかなか、見事に答えてくれるね。ありがとうございます。

いろいろ、参事の方からもいろいろ答弁いただきましたけれども、ほんとですね、実際、今の中でも何になるか。それが来て何になるかいうこともありましたけど。やはり、そういったスポーツの盛り上がりがあれば、 地元住民の方々の、その地元に対する誇りを持てると、そういったとこも一つの大事なところもありますので。 このスポーツツーリズムの質問をして何が言いたかったかいうたら、さっきも言いましたようにね、この高知県の西南地域にとってスポーツツーリズムの推進はほんとに有効な、大きな手段となると思っております。ですから、この重要性をしっかり認識して、時代のほんま流れをつかみ損ねることなく、しっかり先を見据えてチャンスを逃さない。チャンスが来たときはすぐ行けるような形で、そのためにしっかり計画を立ててですね。

今やるがやなくって、将来的にこうするのでこういうものを必要だから、こういうものが要るときにはこんな予算が要るとかいうことまで、まず立てとかないと先が見えてこないので、ぜひそういったビジョンで進めてほしいと思いますので。

それを言って時間がゼロになりましたので、これで私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

## 議長(山﨑正男君)

これで小松孝年君の一般質問を終わります。

この際、2時40分まで休憩します。

休 憩 14時 22分

再 開 14 時 40 分

## 議長(山﨑正男君)

休憩前に引き続き会議を始めます。

日程第2、議案第19号、平成28年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第47号、幡多 広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてまで を一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、坂本あや君。

# 総務教育常任委員長(坂本あや君)

それでは、総務教育常任委員会の審査報告を行います。

委員会の開催は、報告書のとおり、9月11日と12日の両日にかけまして、副町長、担当課長の出席を求め、 委員全員の参加の下で慎重に行いました。

審査の結果につきましては、報告書のとおり、付託されました全議案のうち、議案第30号、47号は多数で、 その他の議案は全会一致で可決承認すべきものと決しました。

審査の内容について、特に質問や補足説明があったものについてご報告します。

議案第19号、平成28年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入については、特に委員からの意見はありませんでしたが、ご説明いただいた中に、保育料や給食費の滞納分がございました。この中には、子どもが在籍していない方のものもあるという説明でございました。古い方は、保育料で平成14年度からの滞納が残っており、給食費においては18年度から残っていました。その上に、年々滞納額が増えている状況でした。これらは、徴収が難しくなり、適切な対応が求められるものでした。

特に旧制度における保育料については、14年に2人で9万5,600円だったものが、現在、19年度には1人ですが20万6,600円など。それから23年にあたっては、5人で71万2,100円。そして、旧制度の26年の最終年度においては、3人の20万2,680円と、大変増えてきております。

また、新制度においては、現年度分で 10 人 50 万 6,850 円と、27 年度では 2 人の 13 万という形で、だんだん滞納額が大きくなってきております。

続いて、給食費につきましても、18 年度は 2 世帯 3 人で 9 万 8,040 円だったものが、27 年度には 6 世帯 7 人の 18 万 6,020 円など、その間にも滞納世帯が増えたような状況が見受けられておりました。

次に、ほか28年度の歳入においては、熊本地震の被災地に送った、缶詰製作所の1万8,000缶の災害救助費 求償金521万1,126円が県から入ったことや、世界津波の日高校生サミットの開催に伴うものなどがございま した。

また、建設事業では、新庁舎建設や佐賀保育所の移転に係る借り入れが大きく増加していました。

そしてまた寄附金で、ふるさと納税の寄附金額が1億4,497万363円となるなど、当年度の特徴的なものでございました。

歳出についてご報告します。

先ほどの、ふるさと納税の返戻金8,291万3,362円に伴う経費等が挙がっていました。

今年は、返戻金の価格が国の指導を受けて30パーセント以内になってくるとの説明も受けました。

続いて、199ページになりますが防災費についてです。

防災費の中の工事請負費の不用額が2億6,044万5,892円と、大変大きくなっていましたので説明を受けました。これは、地震津波加速化交付金の終了を受けての不用額が主なものでした。

以前、町長からの説明のとおり、27年末に出されました国の補正事業の導入から繰越明許事業となったものでしたが、これまでの間、避難タワー6基の建設、避難道260本ほどの整備など、防災のハード整備を急ピッチで進めることができた本町にとって、大変有利な事業の終了による不用額が主なものでございました。

委員の中からは、この大きな不用額についてかなりの事業数が見込まれていましたので、人材不足のために 執行できなかったのではないかという質問が出ましたが、執行部の答弁の内容としては、用地の調整が整わな かったり、入札不調になったことなどが主な原因とのことでございました。

他の款項にも不用額等が生じていますが、単に理由の伴わない未執行というものではなく、特に工事費等に おきましては、入札減や入札不調になったものなどが原因でした。

歳出についての報告は以上ですが、決算の全体で、ここ数年、本町の決算額は過去最大と、年々増加を続けております。28年度一般会計決算も約116億と、過去最大のものとなっておりましたことをご報告致します。 次に、議案第21号、平成28年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についてご報告します。

歳入の貸付金戻入の収入未済額が年々増えていることに、委員から意見が出されました。

滞納額は12年からございます。特に、27年、28年は滞納者の数が2けたと、非常に滞納が多くなってきています。27年は14人170万円、28年は19人約244万円等となっております。

委員から、借りる方がこの奨学金制度の意味を理解していないのではないか。本人が返済をしていただけないのであれば、保証人にも連絡を入れる必要があるのではないか。この制度は無利子貸付という、借り手には大変有利な制度なので、貸付時に制度の意味を理解して貸し付けをするようにすべき、との意見が出されました。

教育委員会からは、未収金が増えていると制度が循環していかないとの外部委員会からの同様な意見もあり、 これから貸し付けをするときには本人と保護者に意識付けをするために、本人と保護者同席で受付を済ませて 貸し付けを行う、という説明がございました。

また、回収には電話などで連絡を入れているということでしたが、さらに徴収努力をしていくとの答弁がございました。

続いて、議案第22号、平成28年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてと、議案第34号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例に

ついてにつきましては、特段の報告はございません。

少し戻りまして、議案第30号、平成28年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について、にご報告致します。

委員から、インターネットの加入者の方々が、現在のスピードでは満足したサービスを受けられていないのではないかという指摘がございました。

また、滞納者への対応についてと、本会議で質問があった加入金の未収金についての質問が出されました。加入金の未収金については、先日、情報防災課長からありましたとおりでございます。

そして、滞納者に対しての対応としましては、3 カ月支払いがない場合はサービスを停止するという措置を している、というご報告でした。

そして、インターネットの環境については、10年前には静止画像を送ることを中心に考えていた容量が大容量というような形で考えておられましたけれども、現在、その環境が大きく変わり、動画や YouTube (ユーチューブ) などを利用することが普及していますので、予想もつかない環境に入っているという説明がございました。

これからの満足いただけるサービスについては、保守業者と協議をして方向性を考えたいとの説明を受けました。

次に、議案第35号、黒潮町津波避難タワー設置及び管理に関する条例の制定についてご説明します。

委員からは、このタワーは思わぬ使い方をされることもあり、利用者には十分注意をして適切な利活用をしてほしい。また、タワーには水たまりができたり、鳥の害が発生したりして管理が大変な部分があり、対応が必要なものもある等の指摘がありました。

執行部からは、町内6基のタワーについての管理は基本町長だが、町民の命を守るために地域と協定的なものを結んで、協力して管理をしていきたい。また、早咲地区のタワー以外は施錠していないので、町民や地区が防災のイベントや健康づくりのために日常使うことができ、公の秩序を乱さないように使用していただければ、無料で、特別な許可は要らないものとなっているという説明がございました。ただ、事故などがないように十分注意をして使用をしていただきたい、との説明がございました。

次に、議案第36号、平成29年度黒潮町一般会計補正予算についてご報告致します。

歳入と第2表の地方債補正については、特に報告はございません。

歳出についてご説明致します。

16ページ、2款の企画費、住宅改修促進事業費補助金の対象物件の判断基準はどのようになっているか、との質問が出ました。

執行部からは、移住者を対象にした補助金なので、空き家を借り、住んでいただく方があることを補助対象 としている、という説明がございました。

移住者の方の中には、自分で改修をしたいという方もありますので、移住者本人や家主のどちらかに補助をするもので、特に家の老朽化を判断基準とはしていない、というご説明がありました。

補正金額は、20 件分の上限 50 万円、1,000 万円ですが、既に 16 件の申し込みがあるとの答弁でございました。

次に、22ページの9款消防費です。

15、16 節の合計 200 万円は、伊与喜小学校に対しての県の補助金の工事費や備品購入費でした。この事業費は、現在行われている 28 年度に運営マニュアルを作成した二次避難所へ、県補助での事業の追加分として計上されたものでした。

伊与喜小学校は27年度に避難所運営マニュアルを作成していましたので、今回の補助申請ができる対象には 入っていませんでしたが、県が認めてくれたので、町内42カ所の二次避難所に加えて、伊与喜小学校にも補助 ができるということでございました。

次に、19節家具転倒防止対策補助金についてです。

金額は20万円という追加ですけれども、1件が1万円掛ける20件分でした。

これは、執行部の説明にもございましたが、佐賀地区の地区担当者とか防災の関係者の皆さんの働きによって、積極的なそういった活動の成果として家具転倒対策が普及して、今年度は50件程度が挙がってくるのではないかというご報告でした。

このために、現在の予算に不足が生じる予想がされますので、補正をしたということでした。小さな金額の 事業ですけれども、命を守るこういった対策が進んでいるという、見習うべき実績のご説明をいただきました。

次に、23ページ、保健体育総務費の賃金と使用料及び賃借料について、補足説明をいただきましたので報告 します。

今年7月、土佐西南大規模公園に人工芝のグラウンドが完成しました。今までこの旧グラウンドを利用していた子どもたちのスポーツクラブが整備されたことで利用料金が高くなり、使用ができなくなるのではと心配をされていました。

町としては、この施設は観光だけに利用するのではなく、町民のスポーツを振興するために活用したいとの 協議がなされ、その結果として、子どもたちの利用料金は町が負担するものとしたとの説明がございました。

予算は、利用料の半年分を計上し、賃金は、佐賀地区の子どもたちが西南大規模公園を使うときの移動のためのバスの運転手の賃金を計上したものだそうです。

委員からは、グラウンドの使用料はどうなっているかということと、教育機関、特に中学校のクラブでの使用についての質問が出ました。

芝グラウンドは、県の基準に従って使用範囲によって料金が定められているという説明がございました。 中学生のグラウンドの使用については、これまでのテニスやバスケット、サッカーなどの利用時と同様に、 公園管理者から請求が出れば教育委員会が支払っていくとのことでございます。

次に、議案第43号、黒潮町小型動力ポンプ積載車両購入(拳ノ川分団)の物品売買契約の締結についてと、 議案第46号、黒潮町過疎地域自立促進計画の変更については、特に加えての報告はございません。

最後に、議案第47号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合 規約の一部変更について、ご報告します。

これは本会議で説明がありましたとおり、債権租税機構への移管をしています住民税、固定資産税、軽自動 車税、国民健康保険税の4税に加えて、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料の徴収を移管するもので す。

これまでの運用と同様に行われるということでございましたが、町からの呼び出しや勧告にも応じない、悪質と判断された方を移管するものだとの説明を受けました。

委員からは、適切に徴収努力を行い、安易に移管することがないよう、意見が出されました。

さらに執行部からは、徴収については督促状を送り、さらに滞納処分の勧告をする、との説明がありました。 それでも、何の返答もない、誠意が見られない方々や、支払い能力があるにもかかわらず応じていただけない 方については、悪質と判断をすることになるが、決して安易に移管を行わないとの説明でございました。

これで、総務教育常任委員会の審査報告を終わらせていただきます。

以上でございます。

## 議長 (山﨑正男君)

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長の報告に対する質疑は終わります。

ありがとうございました。

次に、産業建設厚生常任委員長、藤本岩義君。

### 産業建設厚生常任委員長 (藤本岩義君)

それでは、産業建設厚生常任委員会の報告を致します。

産業建設厚生常任委員会におきましては、付託された議案は21 議案です。9月11日、10時40分から16時45分まで、9月12日、9時から12時35分まで、町長および関係各課長の出席の下、各議案の説明を受けました。

本会議での説明を受けたものや、深く議論にならなかったものは省きます。

議案第19号、平成28年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳出のうち、産業建設厚生常任委員会が所管する項目について審査を致しました。

2 款の総務費ですが、先ほど総務委員会の方からも報告ありましたが、ふるさと納税のことが議題になりました。

歳入総額は、先ほどもありましたが1億4,502万4,363円の歳入がありました。

返礼品等で 8,291 万 3,362 円。その他、委託料や人件費、その他必要経費を含め、1 億 2,173 万 8,287 円が歳出となっております。

差し引き 2,326 万 6,076 円の収入でありましたが、724 万 7,000 円もの町産品である返礼品が送れたことは 特筆すべきことだろうということです。

1項13目、庁舎建設費、93ページになると思うんですが。の13節黒潮町防災拠点施設伐採木破砕委託は、 伐採木はクリーンエネルギーに売却を致しました。売れない竹や根っこを粉砕し、旧地権者に土壌改良に活用 していただくように、破砕木等を配布したとの報告がありました。

17 節、22 節の流用は、27 年度の購入予定であった用地、畑2 筆、73 平米の契約ができたので、流用で処理したものです。

3 款民生費ですが。民生費については例年不用額も多いですが、年度末でないと確定できない要素があるためのものです。

特に、この分については論議ありませんでした。

4款の衛生費。

1項2目、保健事業費、133ページのがん検診で、がんの方はという質問がありまして、がんの方は、今回検診では分かった方については6名という報告がありました。

1項6目、環境衛生費。雌猫の避妊でなく雄猫も必要でないかとの質問に、県の事業の上積みであり、現在は予定していないとの説明がありました。

1項7目、診療所費。139ページと思います。主に新規の開設の佐賀診療所の改修と医療器具の購入費です。 町有財産の明確化は行っているとのことでした。主なものについては、決算書510ページに載っております。 5 款労働費、147 ページですが。

1項1目、地域雇用促進事業で障がい者雇用を3名行っており、障害者雇用促進法による基準で平成24年から2.3 パーセント以上の雇用が町村にも求められておりまして、現在の正規職員に加えカウントすると3.07パーセントとなり、基準を超えておるということになります。

また、町道維持管理に8人、88カ月雇用しておりますが、特定のグループをつくって委託できないかという意見が出されました。が、しばらくは現状で行うという報告でした。

6 款農林水産業費、146ページ。この款は不用額も多く出ておりますが、入札減や不測の事態に備えての予算などによるものです。

1項3目、農業振興費、149ページの残も19節補助金で、レンタルハウスの残りが大きなものです。

その中にある地域物流支援事業、庭先集荷は、従前の6ルートから4ルートに変更、利用は47名。28年度は、少し増えて762万円ということです。

補助事業で、園芸用ハウス整備事業補助金の活用は3件で、大方地区では、キュウリ28アール、ミョウガ30アール。佐賀地区で、ニラ12アールとの報告がありました。

4 目畜産業費、153 ページですが。これも修理費が多くなってきている。今後の検討が必要ではないかとの意見があり、今後協議をしていくとのことでした。

2 項 2 目、林業振興費では、業務報告には、捕獲数は記載があるが、黒潮町の被害額が載ってない。被害額は幾らになるかの質問があり、担当課長から、イノシシは、水稲(すいとう)、果樹、イモ、野菜に被害があり、583 万 4,000 円、7.41 ヘクタール。シカは水稲(すいとう)、果樹に被害があり、4 万 2,000 円、0.1 ヘクタール。サルはなし。カラスは果樹で、27 万 3,000 円、0.1 ヘクタール。ハクビシンはイモ類、57 万 4,000 円の報告がなされました。

2項2目、水産業振興費、160ページです。

13 節の委託料の佐賀地区漁業集落整備事業実施測量費の中に、田野浦地区の避難道の測量が含まれています。これは、今後、田野浦に漁業集落整備事業を導入するための実施測量を行ったそうです。19 節に不用額が大きいのは、補助予定の事業の入札減によるものです。

主な事業は、リマ周辺漁業対策事業補助金で実施した地下埋設の燃料タンク 5,473 万円です。

佐賀漁港活餌事業は1,037 杯、これ、1 杯、2 杯の杯です。バケツの数だそうですが。1,037 杯で35 隻、720 万の利用があったと。

その他の経済効果について尋ねてみましたが、経済的効果は分かってないとのことでした。

3 目漁港漁場整備事業費、165 ページでは、入野漁港で底質調査とともに、ヘドロ対策としてオルガードストーンという改良剤を投入したとのことです。

7款商工費。7款も、特異な項目はありません。

1項3目、観光費、169ページで、11節、13節、15節、18節に予備費からの流用は、業務報告 259ページに も記載されておりますが、サメの対策費用です。

19節観光イベント育成振興事業費補助金は、まるごと産業祭への補助費で、成果として6,000人の来場者があったそうです。

8款土木費および11款災害復旧費も、特記するべきことはありませんでした。

最後に、財産に関する調書で、町道などの用地は行政財産でないかと。この調書に載せなくてよいかの質問があり、調べた結果、総務課長から、地方自治法施行規則第16条の2に定める、別紙の財産に関する調書の欄外に、道路および橋梁(きょうりょう)、河川および海岸ならびに港湾漁港については、この調書に記載するこ

とを要しないとの記載があることから載せていないということです。

19 号議案については、審査の結果、全会一致で認定されました。

議案第20号、平成28年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてですが。 本会計は、すでに貸し付けはしてなく、貸付金の回収が主になっております。

討論もなく、審査の結果、全会一致で認定されました。

議案第23号、平成28年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

国保会計の決算額は22億2,499万2,996円、歳出は23億3,227万3,098円、差し引き1億728万102円となっており不足をしておりまして、29年度の会計から繰上充用し、補てんをしております。

税収は28年度に税額改正があったため、27年度比1,061万3,000円の増額となっています。

歳出についてですが。

2 款医療給付費は、23 年度に比べて 6,242 万円の減額になったそうです。この原因は、生活習慣病医療費の減によるものです。一人当たりも 3,000 円の減となっています。

29年度も、この傾向が見られているとの報告がありました。

歳出、8 款 1 項 1 目、特定健診の委託費の不用額が出たのは、再検査の呼び掛け時期が遅れたため、受診者が少なくなったもの。今年度は早くからやっておるということです。

本議案も特に討論もなく、審査の結果、全会一致で認定されました。

議案第24号、平成28年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定について。

27年度に常勤医師がいなくなり、28年度は3名の医師に代診委託により診察を行ってます。

本議案も特に問題点もないことから、審査の結果、全会一致で認定されました。

議案第25号、平成28年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

介護度の認定には3名の調査員によって行い、主治医の意見書やコンピューター判定を基に、幡多中央介護 認定審査会で認定が行われているとのことです。

本議案も特に問題点もないことから、審査の結果、全会一致で認定されました。

議案第26号、平成28年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

本議案も特に問題点もないことから、審査の結果、全会一致で認定されました。

議案第27号、平成28年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入のうち、未収金は今年度と過年度分を2カ月に一度、定期的に納付していただいて解消に努めているとの報告がありました。

また、28 年度は集落排水事業経営戦略を72万7,380円それぞれ負担し、漁集と合わせて委託をしました。 本議案も特に問題点もないことから、審査の結果、全会一致で認定されました。

議案第28号、平成28年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

本議案も特に問題点もないことから、審査の結果、全会一致で認定されました。

議案第29号、平成28年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

本議案も特に問題点もないことから、審査の結果、全会一致で認定されました。

議案第31号、平成28年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定について。

この水道会計は、高齢化等による給水人口の減や老朽管施設改修など、非常に厳しい経営をしています。

審議会でも、早くから値上げの答申はありましたが、震災等の諸事情により値上げをしてこなかった。健全経営するためには、現在の倍近くの値上げが必要である。今回の決算では124万3,233円の当年度純利益があるが、4名必要な職員も1名減しての決算となっているとの報告がありました。

本議案も特に問題点もないことから、審査の結果、全会一致で認定されました。

議案第32号、黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

本条例は、ふるさと納税を収めていただいた方に送付する返礼品の送付伝票を、配送業者によって書式が違うため、パソコンで各社から提供されるプログラムに基づいて作成し、その手数料 100 円を頂くものです。

本議案も特に問題点もないことから、審査の結果、全会一致で可決されました。

議案第33号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について。

被保険者の資格、保険給付および保険料に関して必要と認めるときは、被保険者、第1号被保険者の区別なく、配偶者もしくは属する世帯の世帯主、その他の世帯に属する者またはそれらであった者に対して、文書その他の物件の提出もしくは提示を命じ、または当該職員に質問されることができるようにする上位法改正に伴う改正であります。

本議案も特に問題点もないことから、審査の結果、全会一致で可決されました。

議案第36号、平成29年度黒潮町一般会計補正予算について。

2款1項13目、庁舎建設費、17ページ。

13 節委託料は、新庁舎に県が設置している防災行政無線施設。無線を利用したファクスや電話、震度計、地震による電光掲示板など、新庁舎に移転するものです。設置については、気象台が決めますので予算化が遅れたものです。

なお、移転に要する期間は1日から2日を要するとのことです。

3款1項1目、社会福祉総務費、18ページ。

13節委託費、19節の負担金に含まれている、我が事・丸ごと推進事業は、第2期福祉計画で垣根を越えて行う行動がモデル事業として取り組めますので適用するものです。ちなみに、この事業は県内では黒潮町のみということです。

6款3項2目、水産業振興費、21ページの13節、15節。先日の一般質問の答弁にもありましたように、投 石事業は鉄鋼スラグをエビ漁礁に活用し、その効果を民間と一緒になって確認する事業です。

本議案も特に問題点もないことから、審査の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第37号、平成29年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について、議案第38号、平成29年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について。

両予算は、主に28年度の会計が確定したための調整予算です。

37、38 号議案も特に問題点もないことから、審査の結果、全会一致で可決されました。

議案第39号、平成29年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算について。

今回の補正は、蜷川クリーンセンターの自動微細目スクリーンが経年変化とともに駄目になったために交換するものです。

本議案も特にほかに問題点もないことから、審査の結果、全会一致で可決されました。

議案第40号、平成29年度黒潮町水道事業中央監視装置整備工事の請負契約の変更契約の締結について。

水道中央監視装置に水道の各端末に接続するに当たって、ルーターを中にはめることが必要になったこと、および、6 施設の電磁流量計の交換が必要になったことが判明したことから、契約を変更するものです。

本議案も特に問題点もないことから、審査の結果、全会一致で可決されました。

議案第41号、黒潮町新庁舎建設工事の請負契約の変更契約の締結について。

建設敷地までの水道、電気の引き込みに伴う増額と、誘導員や仮囲い期間の短縮による減額による調整をするものです。

本議案も特に問題点もないことから、審査の結果、全会一致で可決されました。以上、報告致します。

## 議長 (山﨑正男君)

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議場から何事か発言あり)

### 議長(山﨑正男君)

失礼しました、元へ。

委員長報告をお願いします。

### 産業建設厚生常任委員長 (藤本岩義君)

44 と 45 やったね。

すいません、たくさんあります。

この44号、黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産共同施設に係る指定管理者の指定について、および45号、黒潮町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について。

この2つの、44、45号議案についても、特に問題点もなく、可決することになりました。

以上、報告させてもらいます。

すいません、落としまして。

#### 議長(山﨑正男君)

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これで、常任委員長の報告および常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

初めに、議案第19号、平成28年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。 (なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第19号の討論を終わります。

次に、議案第20号、平成28年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第20号の討論を終わります。

次に、議案第21号、平成28年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第21号の計論を終わります。

次に、議案第22号、平成28年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第22号の討論を終わります。

次に、議案第23号、平成28年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第23号の討論を終わります。

次に、議案第24号、平成28年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第24号の計論を終わります。

次に、議案第25号、平成28年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第25号の計論を終わります。

次に、議案第26号、平成28年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第26号の討論を終わります。

次に、議案第27号、平成28年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第27号の討論を終わります。

次に、議案第28号、平成28年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第28号の討論を終わります。

次に、議案第29号、平成28年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第29号の討論を終わります。

次に、議案第30号、平成28年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第30号の討論を終わります。

次に、議案第31号、平成28年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についての討論はありませんか。 (なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第31号の討論を終わります。

次に、議案第32号、黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。 (なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第32号の討論を終わります。

次に、議案第33号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。 (なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第33号の討論を終わります。

次に、議案第34号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を 改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第34号の討論を終わります。

次に、議案第35号、黒潮町津波避難タワー設置及び管理に関する条例の制定についての討論はありませんか。 (なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第35号の討論を終わります。

次に、議案第36号、平成29年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第36号の討論を終わります。

次に、議案第37号、平成29年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。 (なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第37号の討論を終わります。

次に、議案第38号、平成29年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。 (なしの声あり) 討論なしと認めます。

これで、議案第38号の討論を終わります。

次に、議案第39号、平成29年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。 (なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第39号の討論を終わります。

次に、議案第40号、平成29年度黒潮町水道事業中央監視装置整備工事の請負契約の変更契約の締結についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第40号の討論を終わります。

次に、議案第41号、黒潮町新庁舎建設工事の請負契約の変更契約の締結ついての討論はありませんか。 (なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第41号の討論を終わります。

次に、議案第42号、町道新庁舎防災広場線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の変更契約の締結についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第42号の討論を終わります。

次に、議案第43号、黒潮町小型動力ポンプ積載車両購入(拳ノ川分団)の物品売買契約の締結についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第43号の討論を終わります。

次に、議案第44号、黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産共同施設に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第44号の討論を終わります。

次に、議案第45号、黒潮町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についての討論はありませんか。 (なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第45号の討論を終わります。

次に、議案第46号、黒潮町過疎地域自立促進計画の変更についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第46号の討論を終わります。

次に、議案第47号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規

約の一部変更についての討論はありませんか。

宮地君。

### 9番(宮地葉子君)

反対討論からでいいんですよね。

(議長から「反対討論からお願いします」との発言あり)

この議案に反対する立場で討論致します。

これは債権機構の方に、介護保険料、後期高齢者医療保険料、それから保育料の3項目を増やすという議案ですが。

これはですね、私は債権機構に移せるようにするということは、債権機構は、長期で、悪質で、高額の人たちですね。そういう滞納者に対して行政がどうにもならんという、最後通告のようなものでしてね。私は、言葉はきついですけど、債権機構っていうのはもう取り立て屋みたいなものだなと、前から思っています。

この債権機構をつくるときにも反対したんですが、そのときの私の思ったイメージは、時代劇における悪代官がですね、ほんとに苦しい、貧しい農民の税金を取り立てると。そういうイメージを持ったものでした。

今回、この追加される3項目ですけども、介護保険とか後期高齢者医療保険は、普通はもうほとんどの人は年金から天引きです。ですから100パーセントの徴収率ですが、普通徴収の人は年金がわずか年間18万円以下の方ですよね。年金18万円以下の方が滞納していくのにですね、この人たちは払いたくても払えない、そういう状況にあるんじゃないかと。そういうふうに、行政も住民に温かい政治をしてほしい。そういうふうに私は思います。

どうして、年間ですよ、18万以下の年金の方が悪質で高額なんでしょうかね。とても私は考えられません。 また、保育料もそうですが。保育料はもちろん年金天引きではありませんが、28年度の決算で給食費の滞納 者がゼロだったという、それの質問がありまして。それの理由がですね、準要保護の人たちの給食費を、今ま では半額補助だったけども全額補助にしたと。それで滞納者がゼロになった。ほんとに低所得者ね、払いたい んだけどなかなか払えないという事情の人が滞納にいく。そういう状況に、私はあったと思います。

先ほど、総務委員長の報告でもありましたが、保育料は滞納してる方がおります。保育料だとか税金というのは、払わなくていいわけでは決してないです。払わなきゃならないんですが、行政の本来の業務っていうのはやっぱり住民に寄り添って、払えなかったら相談に乗って、それから分納の方法はないかとか、それから減免措置は取れないかとか、そういうふうにしていかなきゃならないと思うんです。大変だと思うんですけど。

先ほど委員長報告では、呼び出しを何回もしたけど出てこないから悪質と見なすという報告でしたけども。 私が以前相談を受けた方はですね、もう一歩手前で債権機構に行くところだったんですが、その方の話を聞い てますと、呼び出しは確かにあったけど、それほど自分では重要なことだと思ってなかったと。こういうこと になるんですよ、いうていろいろ話をして、行政にも入ってもらって話をして、ああ、分かりましたというこ とで、その方は家族で話し合いをして、分納だったと思いますけどずっと払うことになったんです。

やはり、呼び出しても来ないっていうんじゃなくてですね、行政も忙しくて大変だと思いますが、出向いていって。出向いていっても会えない、そういう状況も確かにありますが、そういうふうに私はやっていくべきだと思うんです。

いったん債権機構に移行されますと、もう行政の手から離れてしまいますので一切相談もできませんし、も う、何の情状酌量といいますか、いろんな手だてができなくなりますので、私はこの議案というのは、低所得 者層への冷たい措置だと思って賛成するわけにいきませんので、反対討論を致します。

議長(山﨑正男君)

次に、賛成討論の方はありませんか。

小永君。

## 7番(小永正裕君)

すいません。口下手でうまく言えるかどうか分かりませんが、一応賛成討論ということでお願い致します。 審査のときに、低所得者層とかいろいろ聞いておりましたけども、長い間、支払いが滞って巨額な金額になっておる方、それと非常に悪質な方というふうな、担当課からの説明がありました。

ほんで、悪質なということはどういうことですかと聞いたら、払える能力があるけども払わない。先ほど宮 地議員が言いましたが、呼び出しがあったけども、呼び出しにも応じてくれない。そういうことが複数回、ず っとあったということなんです。

だから、非常に低所得者で、生活に困ってる人から無理矢理はがして取ろうというふうな状況とは、私には とても思えませんでした。

それと、債権機構をぜひとも、旧大方町のときに、こういう機構に本町も加入して、悪質な方に対しては厳しく請求できるように、取り立てできるようにいうことの、税は公平に支払ういうのが一般の公共の理想ですから。それを、払える能力があるのに支払わないということ自体、私がおかしいというふうに感じてますんで。

執行部からの説明を聞きますと、決して悪らつな取り立てではないというふうな判断しておりますので、私はこのことについては賛成討論と致します。

以上です。

## 議長 (山﨑正男君)

ほかに反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

なければ、討論なしと認めます。

これで、議案第47号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なします のでご了承願います。

初めに、議案第19号、平成28年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第19号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第20号、平成28年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採 決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第20号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第21号、平成28年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についての採決をします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第21号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第22号、平成28年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。 本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第22号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第23号、平成28年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第23号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第24号、平成28年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第24号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第25号、平成28年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。 本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第25号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第26号、平成28年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第26号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第27号、平成28年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第27号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第28号、平成28年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決しま

す。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第28号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第29号、平成28年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採 決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第29号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第30号、平成28年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第30号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第31号、平成28年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第31号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第32号、黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を 改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、黒潮町津波避難タワー設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 挙手全員です。

従って、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、平成29年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 挙手全員です。

従って、議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、平成29年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。 本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、平成29年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。 本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 挙手全員です。

従って、議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、平成29年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを採決します。 本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号、平成29年度黒潮町水道事業中央監視装置整備工事の請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、黒潮町新庁舎建設工事の請負契約の変更契約の締結ついてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、町道新庁舎防災広場線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、黒潮町小型動力ポンプ積載車両購入(拳ノ川分団)の物品売買契約の締結についてを採 決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産共同施設に係る指定管理者の指定についてを採 決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、黒潮町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第45号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号、黒潮町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第47号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

次に、日程第3、議員提出議案第5号、ビキニ核被災事件について、日本政府は保管していた資料に基づき、 全国の元乗組員の実態調査を行い、必要な救済措置を講ずることを求める意見書についてから、議員提出議案 第8号、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第2条に規定する国の負担又は補助の割合 の特例の継続等に関する意見書についてまでを一括議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

初めに、議員提出議案第5号、ビキニ核被災事件について、日本政府は保管していた資料に基づき、全国の 元乗組員の実態調査を行い、必要な救済措置を講ずることを求める意見書についての提案趣旨説明を求めます。 提出者、宮地葉子君。

## 9番(宮地葉子君)

それでは、議員提出議案第5号についての提案趣旨説明を致します。

1954年の3月1日ですが、アメリカがビキニ環礁で水爆実験を行いました。第五福竜丸のお話でご存じの方も多いと思いますが。

このビキニ環礁での水爆実験は、そのほかに 1,000 隻にも及ぶ被災船がありました。県内では 270 隻もありまして、この黒潮町でも多くの方が、その被災船に乗って被ばくをしております。

しかし政府はですね、被災をしたマグロ船や貨物船の乗組員に対する救済措置は放置してきました。

厚生労働省は2014年の9月19日と29日に、それまで保管しておりました元マグロ船員やマグロ船の資料を 開示致しました。今までは、この資料がないとか破棄したとかいうことがあったんですが、これが分かってき て開示されました。

このことによって、全国の元乗組員の実態調査を直ちに行うことが求められています。

これを受けまして、高知県におきましても 2015 年、県内では 3 カ所で、元乗組員の健康調査ならびに内部被ばくにかんする研究報告会を行っています。ご存じのように黒潮町でも、元健康福祉課長のご尽力がありまして、健康調査と内部被ばくに関する研究報告会を行うことができました。

そして、2016年の9月の県議会では尾崎知事が、この件につきまして非常に大事なので十分に取り扱ってほ しいという発言をなされておりますし、参議院議員の農林水産委員会で山本有二元農林水産大臣ですが、この 方も、この問題がスムーズに解決できるように私も努力したいというふうに思いますと、こういう答弁をして おります。

政府が保管している当時の被災船と乗組員の実態調査を、関係都道府県と協力して行うとともに、一日も早い、被災漁船員に対する救済措置を講ずる施策を求めるものです。

というのはですね、黒潮町のもう被災者も、15年に健康調査をしたときからもですね、どんどんお亡くなりになっておりますので、ほんとに急がれる措置だと思いますので。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成29年9月20日、黒潮町議会議長、山﨑正男。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣です。

### 議長(山﨑正男君)

終わります。

これで、議員提出議案第5号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第5号についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議員提出議案第5号の質疑を終わります。

次に、議員提出議案第6号、「全国森林環境税」の創設に関する意見書についての提案趣旨説明を求めます。 提出者、濱村博君。

### 2番(濱村 博君)

それでは、議員提出議案第6号、全国森林環境税の創設に関する意見書について、趣旨説明を行います。 この陳情は、人間の生命の源であります酸素の供給源である森林の再生、保全に役立てようというものです。 この件は、3年か4年か前の9月議会で池内議員が提出者、この私が賛成者ということで提出して、全会一 致で採択をいただいております。

そのときとほとんど内容的には変わっておりませんので、すいませんが一部始終を読み上げることは控えさせて、皆さんお手元の資料でお目通し願えたらと思っております。

それで提出先が、衆参両議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣です。

どうか皆さん、ご理解の上、ご協力のほどよろしくお願い致します。

上記の議案について、会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出致します。

提出者、濱村博。賛成者、中島一郎。

よろしくお願い致します。

### 議長(山﨑正男君)

これで、議員提出議案第6号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第6号についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議員提出議案第6号の質疑を終わります。

次に、議員提出議案第7号、家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の 廃止を求める」意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提出者、森治史君。

### 10番(森 治史君)

それでは、議員提出議案第7号、家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の廃止を求める」意見書についての趣旨説明を行います。

皆さまのお手元にレジュメが回ってると思います。抜粋したような読み方になるかもしれませんけど、一部 読まさせていただきます。

中小企業や農林漁業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献をしてきた。その中小零細企業を 支えている家族従業者の働き分は、税法上、所得税法第56条の、配偶者とその親族が事業に有したとき対価の 支払いは必要経費に算入しない、により必要経費として認められていません。

事業主の所得からは控除とされる働き分は、配偶者が86万円、家族が50万円。これが年間になります。 本人の収入とこれを見なされるために、社会的にも経済的にも全く自立ができない状況となっております。

まあ、家業を手伝いたくても手伝えないことが、後継者不足に拍車をかけているのではないかと思われます。

それと、政府は、成長戦略の中核として女性の活躍を挙げております。そのためにも、税法のこの青色申告と白色申告との差を設けずに、ということと、2016年の3月には国連の女性差別撤廃委員会が日本政府に対し、 家族経営における女性の労働を認めるように所得税法の見直しの検討を進めることを求める勧告を出しており

ます。

それと、この議案につきましては、もう今は亡くなっておりますけど、山本広明さんが議長をしておられるときに、県議会議員で全会一致で採択を受けておる内容のものでございます。

以上のことで、税法、民法、労働法や社会保障でも、家族従業員の人権保障の基礎をつくるためにも、女性の活躍を促進するためにも、所得税法第56条を廃止することを求める意見書でありまして、以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出致します。

平成29年9月20日、黒潮町議会議長、山﨑正男。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣。

以上です。

### 議長 (山﨑正男君)

これで、議員提出議案第7号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第7号についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議員提出議案第7号の質疑を終わります。

次に、議員提出議案第8号、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第2条に規定する国の負担又は補助の割合の特例の継続等に関する意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提出者、池内弘道君。

### 11番(池内弘道君)

それでは、議員提出議案第8号、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第2条に規定する国の負担又は補助の割合の特例の継続等に関する意見書についての提案趣旨説明を行います。

この法律の第2条というのは、地方公共団体が整備する道路の舗装等に国が最大10分の7の負担や補助率がある、特に有利な特例法でございます。

この特例法の期間が本年度で終わるということになっております。

このことより、高知県は四国山地に阻まれ、東西に長い地形を有し人口が偏在することになっております。 道路整備は特に重要です。地域の経済活動や災害時の物資輸送等を支える高速道路、四国8の字ネットワーク から、生活に密着した市町村道に至るまで、県土の隅々まで張り巡らされた道路の整備を着実に進めていくこ とが必要であることから、国に対して、地域経済の活性化や防災力の向上に資する道路整備を推進し、安全、 安心な利用を確保するための修繕、老朽化対策などを計画的に進めるため、道路予算を全体を拡大した上で必 要な額を確保すること。

また、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条に規定する、国の負担または補助の割合の特例については平成30年度以降も継続すること。

さらに、地方創生のために真に必要な道路整備について、補助率等を拡充することを国に求める意見書を提 出するものです。

以上で、提案趣旨説明を終わります。

# 議長(山﨑正男君)

これで、議員提出議案第8号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第8号についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議員提出議案第8号の質疑を終わります。

これで、議員提出議案の提案趣旨説明および提出者に対する質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略した

いと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

初めに、議員提出議案第5号、ビキニ核被災事件について、日本政府は保管していた資料に基づき、全国の 元乗組員の実態調査を行い、必要な救済措置を講ずることを求める意見書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第5号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第6号、「全国森林環境税」の創設に関する意見書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第6号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第7号、家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の 廃止を求める」意見書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

宮地君。

### 9番(宮地葉子君)

この意見書に賛成の立場で討論します。

所得税法の56条は、中小業者や農林漁業者として、夫とともに働いている妻や子どもたちの働き分を、妻は 年間86万円、子どもたち、親族は50万円しか認めておりません。

日本の経済は、中小業者や農林漁業の一次産業者に支えられてきて、そうして発展したと言っても過言ではないと思います。

そして、農林漁業者も中小業者も、ほとんどが家族労働で支えられています。夫が事業主で、妻や子どもたちの支えで行ってきているんですが、家族労働が正当な労働対価として認めてないのが、この所得税法 56 条です。

そして、青色申告では認められるのに、白色申告では認められないというのもおかしな話です。

既に、全国では485の自治体、また高知県では、先ほどの趣旨説明でもありましたが、県議会が全会一致でこの意見書を採択しており、県下の自治体の中でも26自治体が採択をしております。今回黒潮町では、私はむ

しろ遅過ぎたぐらいだなと思っております。

女性の活躍を応援するためにも、この意見書の採択に賛成致します。

### 議長(山﨑正男君)

次に、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論の方はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第7号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第8号、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第2条に規定する国の負担又は補助の割合の特例の継続等に関する意見書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第8号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なします のでご了承願います。

初めに、議員提出議案第5号、ビキニ核被災事件について、日本政府は保管していた資料に基づき、全国の 元乗組員の実態調査を行い、必要な救済措置を講ずることを求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第6号、「全国森林環境税」の創設に関する意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第7号、家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の 廃止を求める」意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議員提出議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第8号、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第2条に規定する国の負担又は補助の割合の特例の継続等に関する意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第8号は、原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第4、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査および調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

ここで、町長からの発言を求められております。

これを許します。

町長。

## 町長 (大西勝也君)

平成29年9月第20回黒潮町議会定例会、誠にお疲れさまでした。

また、今議会に提案させていただきましたすべての議案につきまして、認定、ご可決をいただきまして、ありがとうございます。

今議会を通じて賜りましたご意見を参考に、引き続き住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。 議長(山﨑正男君)

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成29年9月第20回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 16時 18分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議長山崎正男 \*\*\* おより あや あや \*\*\* まれ 博